

【地震災害応急・復旧・復興対策】

○ 付編 1 東海地震関連情報に伴う対策

第1章 計画の目的等

第1節 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域において、大規模な地震の発生が予想され、緊急に地震防災応急対策を実施する必要がある場合、内閣総理大臣は地震予知情報を受け警戒宣言を発するとともに、居住者等に対して警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとることになっている。

この計画は、警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定め、震災の予防と社会的混乱の防止を図ることを目的とする。

第2節 予想震度

本市だけでなく府域は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、府域で震度4、局地的に震度5弱程度の震度が予想されることから、被害が発生するおそれがある。

第3節 基本方針

警戒宣言が発せられたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱をきたさないよう努めることに重点を置く。

- 1 本市は東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常生活及び市政・都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 警戒宣言が発せられたときは、警戒宣言が発せられている間の対処について、関係機関、市民及び事業者に迅速かつ的確に周知徹底を図る。
- 3 東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講じ、かつ、社会的混乱の防止に努め、市民の生命・身体・財産等の安全を確保する。
- 4 原則として、警戒宣言が発せられた時点から地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 5 東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。
- 6 発生震度に即した応急活動組織の構成及び活動内容は、「第1編 地震災害応急対策」に基づく。
- 7 東海地震が発生した場合に、激甚な被害が予想される東海地方等の被災地に対して、応援活動を積極的に行う。

第2章 応急対策活動

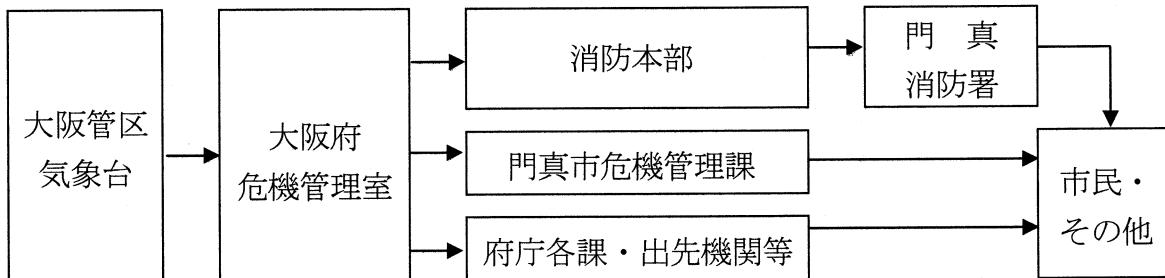
第1節 東海地震注意情報発表時の対応

項目	実施担当機関
第1 東海地震注意情報の伝達	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区気象台
第2 警戒態勢の準備	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区気象台

市においては、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、社会的混乱の防止と被害を最小限に止めるために、速やかに対処する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

- 1 市は、東海地震注意情報発表の段階では、防災・危機管理対策司令部を設置して警戒宣言が発せられた場合に備える。また、職員は勤務時間外においても警戒宣言が発せられることに備え、速やかに対応できるよう準備しておく。
- 2 地震発生時に大きな被害が予想される東海地方等への応援の準備を検討する。

- 3 府からの伝達のほか、テレビ、ラジオ等報道機関による情報の入手にも努め、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。
- 4 消防組合においては、警戒体制を整え、消防本部地震警戒警防本部を設置する。
- 5 国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。
 - (1) 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
 - (2) 政府が行う準備行動の具体的な内容について
 - (3) 万一に備え、地震防災対策強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
 - (4) 市民に対する沈着冷静な対応の要請について
 - (5) 今後、警戒宣言発令時に予想される交通規制等の内容について

第2節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

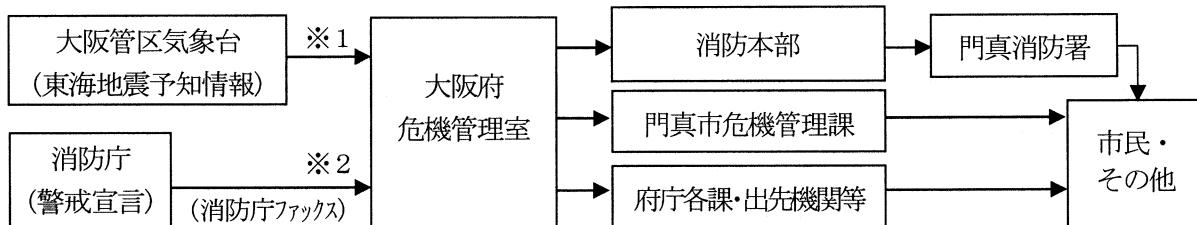
項目	実施担当機関
第1 東海地震予知情報等の伝達	各部局、消防組合、大阪府、大阪管区気象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社
第2 警戒態勢の確立	各部局、消防組合、消防団、大阪府、大阪管区気象台、淀川左岸水防事務組合、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生した場合の被害を最小限にするために講じるべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

東海地震予知情報が発表された場合や、警戒宣言が発せられた場合は、迅速に関係機関、市民・事業者に伝達する。

1 伝達系統



※1：東海地震予知情報が発表された場合

※2：警戒宣言が発せられた場合

2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
 - ① 東海地震予知情報
 - ② その他必要と認める事項
- (2) 警戒宣言
 - ① 警戒宣言

- ② 警戒解除宣言
- ③ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

1 動員配備体制

警戒宣言が発せられた場合、災害警戒本部を設置し、地震が発生するまで、又は警戒宣言が解除されるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

2 活動内容

(1) 配備の確認

- ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
- イ 関係機関等との情報連絡を緊密にし、必要に応じて協力要請する。

(2) 出動の準備

- ア 職員は、地震災害発生に備えて迅速に出動できる準備を整える。
- イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量、保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

(3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

(4) 各部局の措置

各部局は、地震発生に備えて次の措置を講じる。

- ア 出張事務等のできる限りの抑制
- イ 各所管施設の火気使用の制限、危険物品等の整理、市の所有する車両の使用的抑制
- ウ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保点検
- エ 災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検
- オ 地震被害発生時に備え、職員の参集、応急対策実施に対する体制の整備
- カ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給及び教育施設の対応等）
- キ 避難行動要支援者の状況把握

3 消防・水防

市、消防組合、水防管理団体等は迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講じるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

4 交通の確保・混乱防止

門真警察署及び道路管理者は、関係機関との密接な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

5 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講じる。

6 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

7 危険箇所対策

市及び府は、地震時において災害発生が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

8 社会秩序の維持

(1) 警備活動

門真警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講じる。

9 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル及び地下街（地階）等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講じる。

第3節 市民・事業者等に対する広報

項目	実施担当機関
第1 広報の内容	本部事務局、広報班
第2 広報の方法	本部事務局、広報班

警戒宣言が発せられた場合、市民、事業者及び旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講じるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

また、特に外国人を含む旅行者等に対しては、事態の重要性を周知徹底させ、府や市の指示に従うよう協力を要請する。

第1 広報の内容

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

1 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置

2 身の安全確保の方法

3 出火防止、初期消火措置

4 避難時の注意

5 家庭や事業所における危険の防止

- (1) 家具や事務用品等の転落防止対策
- (2) ブロック塀や屋根瓦等の補強

6 社会的混乱防止の注意

- (1) 自動車使用の自粛
- (2) 市や門真消防署等への問い合わせや照会電話の自粛
- (3) 不要な買いだめの自粛
- (4) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の入手

7 近隣居住者との災害発生時における対応の申し合わせの推進

- (1) 地域ぐるみで応急救護の体制づくり（自主防災組織の防災体制の準備）
- (2) 地区内での避難行動要支援者に対する対処

8 非常用持出し品の用意

9 防災関係機関が行う防災活動への協力 等

第2 広報の方法

- 1 市の所有する車両、消防団車両等による巡回広報
- 2 民間電光掲示板等を活用した広報
- 3 自治会、自主防災組織等への協力要請
- 4 自治会掲示板への広報資料の掲示
- 5 防災行政無線を活用した広報
- 6 広報にあたっては、要配慮者に配慮

【地震災害応急・復旧・復興対策】

付編2 南海トラフ地震防災対策推進 計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域に含まれており、著しい地震被害が生じるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ巨大地震防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、本計画総則・災害予防対策第1編第5章「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

項目	実施担当機関
第1 物資等の調達手配	各部局、大阪府、各防災関係機関
第2 人員の配備	総務部
第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	大阪府、各防災関係機関

第1 物資等の調達手配

1 災害応急対策に必要な次の資機材等の確保

本部事務局は各部と連携して、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等の確保を行う。

用途の目安	品目の目安
事務処理設備	机、いす、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	テレビ、ラジオ、携帯電話、拡声器、広報車、インターネット
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

2 府に対する資機材等の供給要請

本部事務局は、府に対し、資機材等の確保状況を速やかに報告する。また、市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な資機材等が不足する場合は、府が保有する資機材等の払い出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

3 物資の備蓄・調達

- (1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水及び生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。
- (2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。
- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等

により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

第2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、人員に不足が生じる場合は、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- 2 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

項目	実施担当機関
第1 応援協定の運用	総務部、消防組合
第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求	総務部
第3 消防、警察の広域応援の受入れ	総務部、消防組合

第1 応援協定の運用

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。具体的な要請手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第6節「広域応援等の要請・受入れ」第1「行政機関等との相互応援協力」に準ずる。

※資料4-8 「消防相互応援協定一覧」
資料12-1 「災害時相互応援協定」

第2 自衛隊に対する災害派遣要請の要求

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、自衛隊に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第7節「自衛隊の災害派遣の要請」に準ずる。

第3 消防、警察の広域応援の受入れ

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

消防広域応援の手続き等については、本計画地震災害応急・復旧・復興対策第1編第1章第8節「消火・救助・救急活動」第7「応援の要請」に準ずる。

第3節 帰宅困難者への対応

項目	実施担当機関
帰宅困難者への対応	市民生活部

市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。

また、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 円滑な避難の確保に関する事項

項目	実施担当機関
津波に関する防災教育	総務部、教育委員会

本市は海岸を有しないため、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「津波防災対策区域」という。）は存在しない。

ただし、府内には津波防災対策区域があり、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、市民・職員に対して、以下のとおり必要な防災教育を行い、津波からの防護及び円滑な避難の確保に資するよう努める。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的にとるべき行動

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 施設整備等の整備方針

項目	実施担当機関
施設整備等の整備方針	各部局

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急性に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ巨大地震の他、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

項目	実施担当機関
第1 市施設の耐震化・不燃化	各部局、消防組合
第2 一般建築物耐震化の促進	各部局、消防組合

第1 市施設の耐震化・不燃化

市は、庁舎、門真消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

第2 一般建築物耐震化の促進

府及び市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画（平成23年3月改定）及び耐震改修促進実施計画に沿って推進する。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」第1「建築物等の耐震化の促進」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

項目	実施担当機関
第1 避難場所の整備	総務部、まちづくり部、
第2 避難経路の整備	総務部、まちづくり部
第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設 その他消防用施設等の整備	総務部、まちづくり部、消防組合
第4 消防活動用道路の整備	まちづくり部
第5 老朽住宅密集地の整備	まちづくり部
第6 緊急交通路の整備	まちづくり部
第7 社会福祉施設における整備	保健福祉部
第8 公立小・中学校等における整備	教育委員会
第9 飲料水施設の整備	上下水道局
第10 通信施設の整備	総務部
第11 その他	—

第1 避難場所の整備

一時避難地、広域避難地の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第6節の第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第2 避難経路の整備

避難経路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第6節第2「避難場所、避難路の安全性の向上」の定めるところにより行う。

第3 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第3節の第2「消防力の充実」の定めるところにより行う。

第4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節の第1「防

災空間の整備」の定めるところにより行う。

第5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第1節第3「密集住宅市街地の整備促進」の定めるところにより行う。

第6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第5節第1「陸上輸送体制の整備」の定めるところにより行う。

第7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第3章第2節「建築物等の安全化」の定めるところにより行う。

第9 飲料水施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第四次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画総則・災害予防対策第2編第1章第7節第1「給水体制の整備」の定めるところにより行う。

第10 通信施設の整備

通信施設における整備は、本計画総則・災害予防対策第2編第1章第2節「情報収集伝達体制の整備」の定めるところにより行う。

第11 その他

他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画総則・災害予防対策第2編「災害予防対策」の定めるところにより行う。

第5章 防災訓練計画

第1節 南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

項目	実施担当機関
南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施	各部局

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の「津波防災の日」に避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関及び自主防災組織等と連携するとともに、市民等の協力と参加を得て、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員収集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 地震情報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示及び自主避難による各避難所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
- 6 上記の防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2節 学校における防災訓練の実施

項目	実施担当機関
学校における防災訓練の実施	教育委員会

- 1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- 2 避難訓練を実施する際には、園児・児童・生徒が障がい等のある園児・児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。
- 3 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

項目	実施担当機関
第1 家庭での防災対策の周知徹底	総務部、消防組合
第2 企業の防災活動の促進	総務部、消防組合
第3 市の措置	総務部、消防組合

第1 家庭での防災対策の周知徹底

市及び消防組合は、それらの有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

1 事前の備え

- (1) 住まいの安全のチェック
 - ア 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う
 - イ 家具の転倒防止対策を実施する
- (2) 家庭での防災会議の開催
 - 定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。
- (3) 防災知識・技術の修得
 - 防災訓練や各種講習などに参加し、防災関連知識・技術を習得する。
- (4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備
 - 食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低3日分（可能な限り1週間分程度）を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心がまえ

- (1) 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- (2) あわてて外に飛び出さない。
- (3) 握れが収まった後、火の始末を確認する。
- (4) 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- (5) ブロック塀には近づかない。

- (6) 靴を履いて外に出る。
- (7) 自動車では避難しない。

3 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持及び市民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的な内容は、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第4節「企業防災の促進」に準ずる。

第3 市の措置

市及び消防組合は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画総則・災害予防対策第2編第2章第2節「自主防災体制の整備」に準ずる。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項目	実施担当機関
第1 市職員に対する教育	各部局
第2 市民等に対する啓発及び広報	各部局
第3 児童、生徒等に対する教育	学校教育部
第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育	各部局
第5 相談窓口の設置	災害相談班

第1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部局、各課及び各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ巨大地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第2 市民等に対する啓発及び広報

1 市は、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催及び防災訓練等の機会を通じて、市民等が南海トラフ巨大地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。

2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織及び事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な啓発及び広報を推進する。

3 市の実施する防災のための啓発活動は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津

波) に関する知識

- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ巨大地震が発生した場合における出火防止・初期消火、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地区における災害危険箇所（既往災害箇所、浸水想定区域及び軟弱地盤等）に関する知識
- (7) 各地域における避難対象地域、避難所及び避難経路に関する知識
- (8) 平素、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄（最低でも3日間（可能な限り1週間分程度）、家具の固定、出火防止及びブロック塀の倒壊防止等の室内対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

4 市は、啓発方法として、テレビ・ラジオ等のメディア活用、印刷物、ビデオ等の映像及び各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な啓発を行う。

5 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、避難所及び避難路等についての広報を行うよう留意する。

第3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮及び高波との違い（必要に応じて）
- (3) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成に保護者、市民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

第5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第1編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

大阪管区気象台から発表される気象予警報などの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 情報の収集	秘書広報課、危機管理課							
第2 情報の伝達系統	保健福祉部、学校教育部、消防組合、大阪府、大阪管区気象台、門真警察署、西日本電信電話株式会社、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所							

《対策の展開》

第1 情報の収集

1 警報等の種類

(1) 気象注意報・警報

大阪管区気象台は、気象現象等によって災害が発生するおそれがあるときは、気象業務法に基づき注意報、警報及び特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって府域に被害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために市町村毎に発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって府域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に発表されるもの。

ウ 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、市民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に発表されるもの。

エ 気象情報

気象等の予報に關係のある、台風、大雨、竜巻等突風その他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表されるもの。

※資料3-1 「気象予警報等の種類」

資料4-1 「台風情報発表文例」

(2) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川について、災害の発生が予想される場合、次の基準により水防活動を必要とする旨の警告を発する。（水防法第16条第1項）

種別	国土交通大臣指定	大阪府知事指定
発表者	淀川河川事務所長	寝屋川水系改修工営所
河川名	淀川	寝屋川、古川
待機	警戒水位を超す約10時間前	—
準備	警戒水位を超す約7時間前	通報水位に達したとき（ただし、降雨が全く無く、干潮による影響のみの場合は別途判断する）
出動	警戒水位を超す約2時間前	①警戒水位に達したとき ②警戒水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解除	水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき	同左
準備解除	—	通報水位を下回ったとき

(3) 洪水予報等

ア 淀川洪水予報

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、淀川の洪水のおそれがあるときは、淀川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を共同発表する。水位又は流量を、はん濫後の水位若しくは流量又は浸水区域及び水深を示して当該河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、周知する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

種類	淀川洪水予報の発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

イ 寝屋川流域洪水予報

大阪管区気象台と府は、寝屋川流域の寝屋川、古川等の洪水のおそれがあるときは、淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領に基づき洪水予報を共同発表する。洪水の状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、周知する。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

種類	発表の基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

(4) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条に基づいて大阪管区気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合、その状況を知事に通報するものである。知事は市長に伝達する。火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/s以上となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

(5) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けた場合、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。

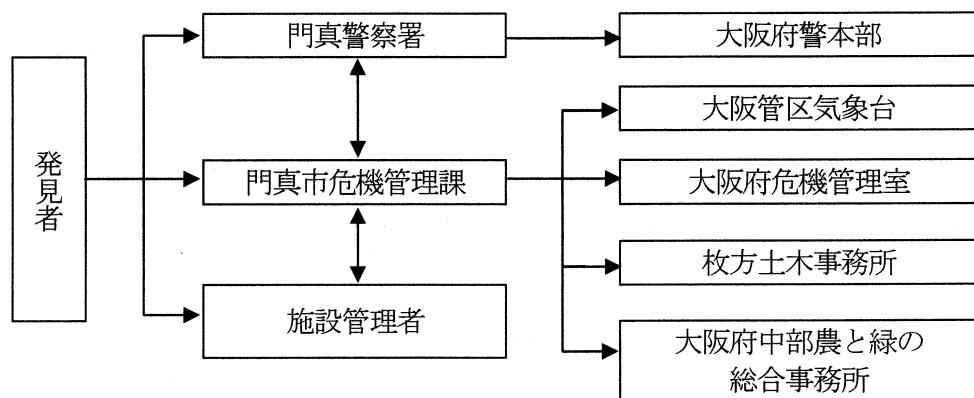
(6) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当の一次細分区域名（本市は大阪府）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間しているが、注意すべき状況が続く場合には、龍巻注意情報が再度発表される。

特に、龍巻の目撃情報を得て発表される龍巻注意情報にあっては、別の龍巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まるところから、同注意情報（「目撃情報あり」）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く市民に伝達する。

2 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長及び門真警察署等に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (3) 市長は、市民に危険が及ぶおそれがある場合など、必要に応じて大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、市民に対してその周知徹底を図る。



(4) 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、おおむね次のとおりとする。

水　　害	<ul style="list-style-type: none">① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ② 堤防からの溢水③ 堤防の天端の亀裂又は沈下など
------	---

3 気象予警報等に関する情報の収集

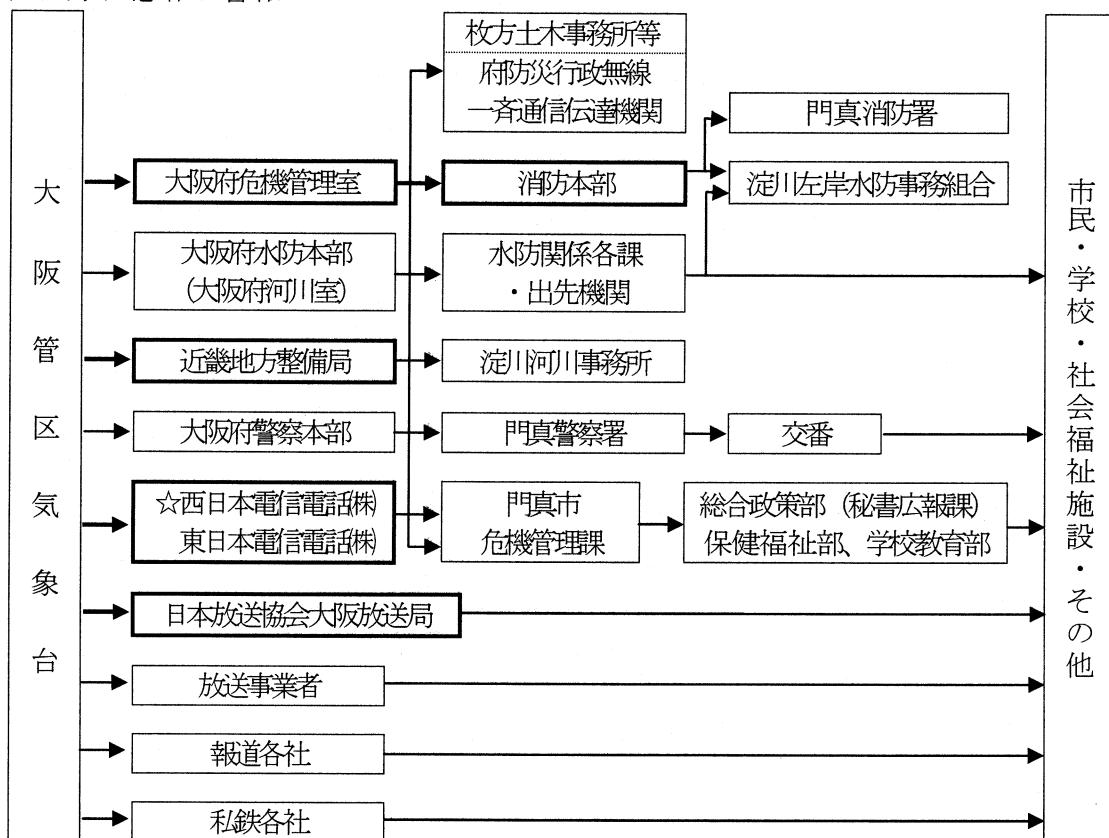
府防災情報システム、ファクシミリ、電話等、関係機関との連携によって収集する。

第2 情報の伝達系統

1 警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、関係機関が発表する警報等の伝達は、次のとおりとする。

(1) 気象注意報・警報



※注：太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

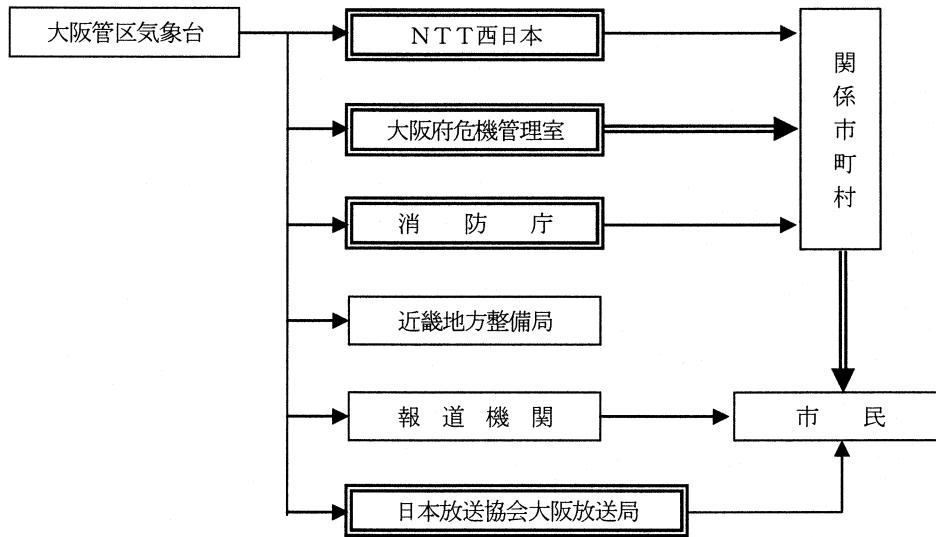
：☆印は警報のみ

：放送事業者とは、朝日放送㈱、㈱毎日放送、読売テレビ放送㈱、関西テレビ放送㈱、㈱エフエム大阪の5社である。

：報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

：私鉄各社とは、近畿日本鉄道㈱、阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱、南海電気鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、北大阪急行電鉄㈱、㈱大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道㈱、能勢電鉄㈱、大阪高速鉄道㈱の10社である。

(2) 特別警報

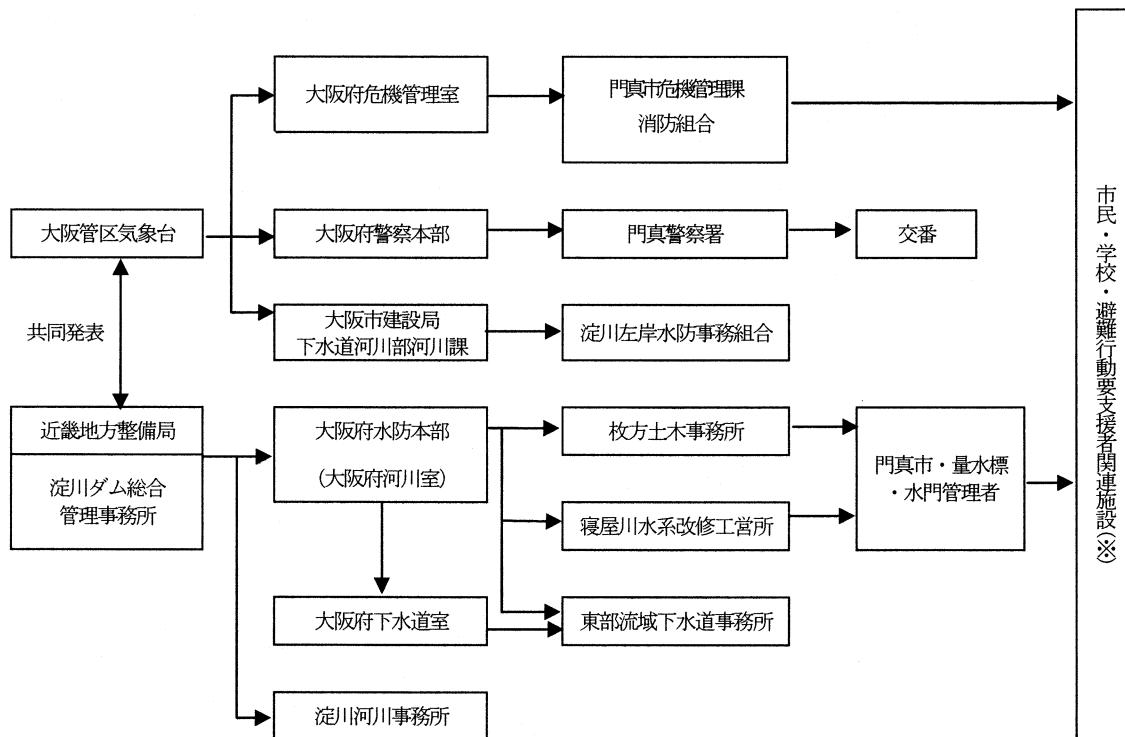


- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。

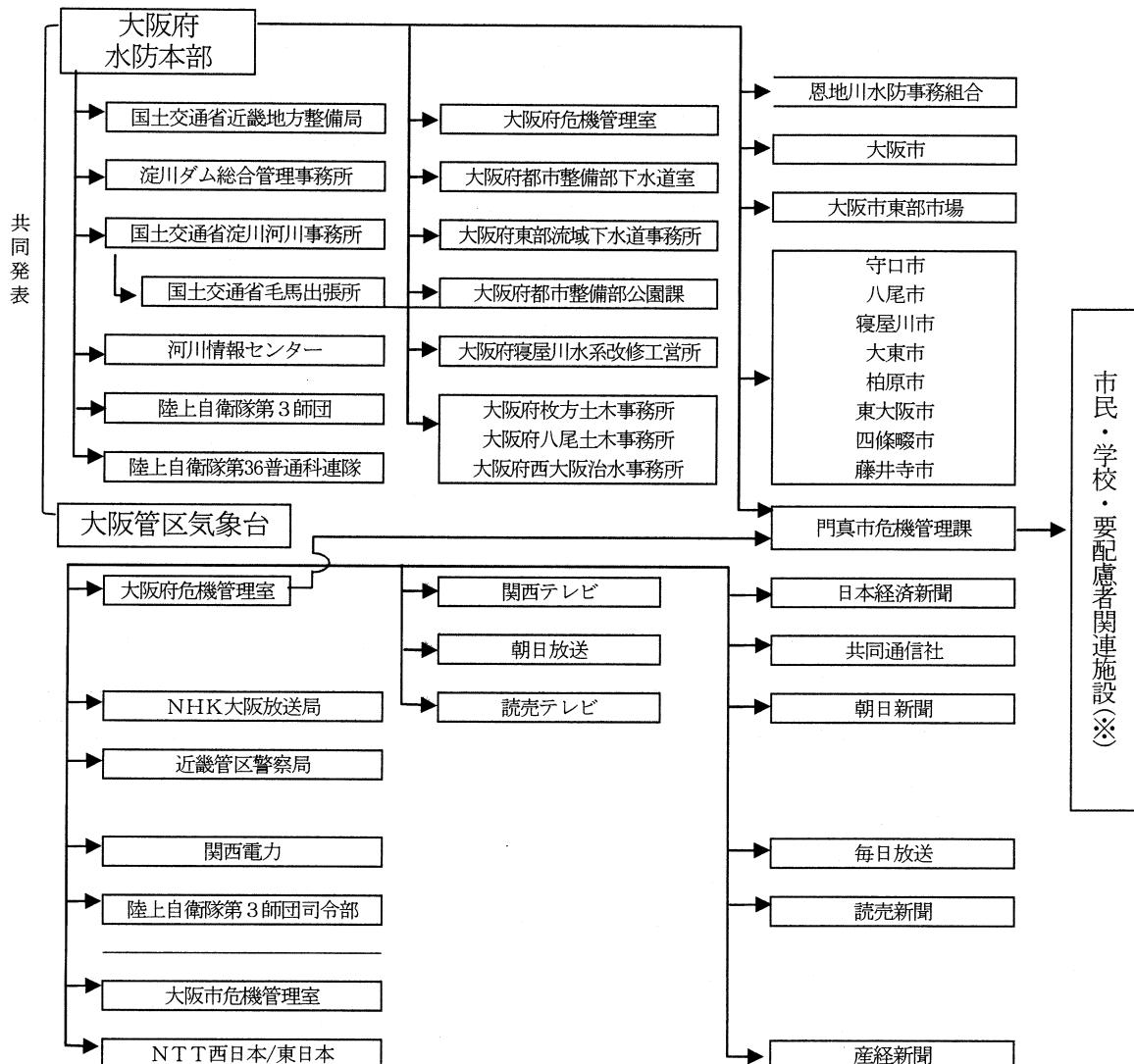
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

(3) 洪水予報

ア 淀川洪水予報



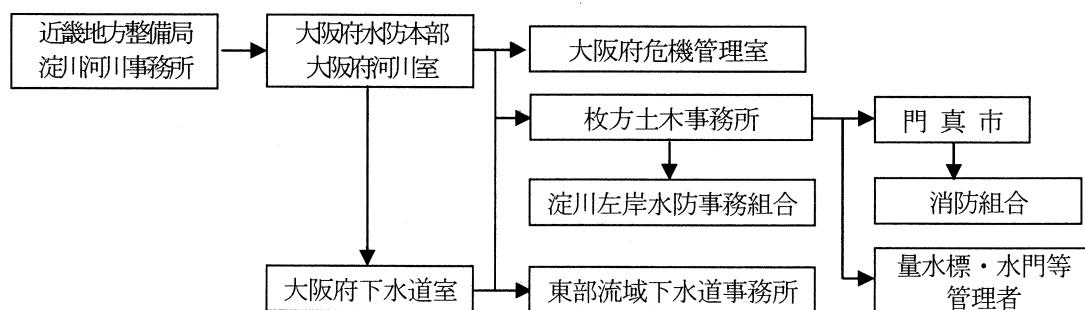
イ 寝屋川流域洪水予報



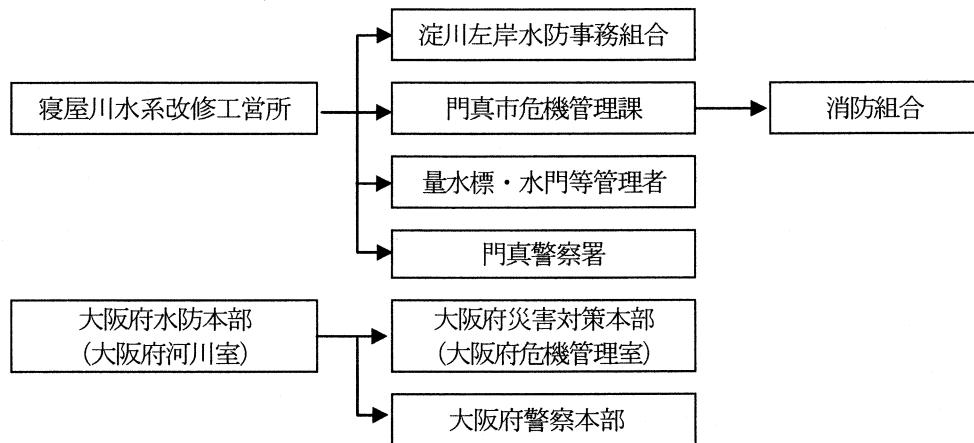
※資料8-1 「要配慮者関連施設一覧表」

(4) 水防警報

ア 淀川水防警報



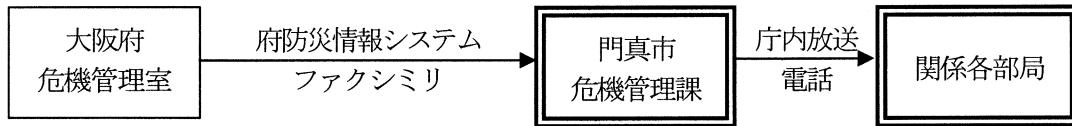
イ 寝屋川、古川水防警報



2 庁内の伝達系統

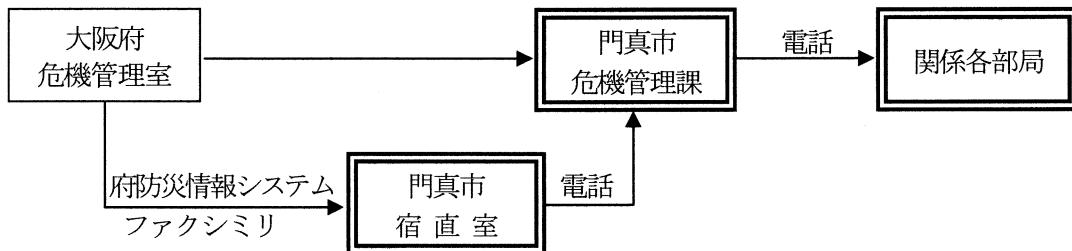
(1) 勤務時間内における連絡方法

警報が発表された場合の各部局への連絡は、危機管理課（災害対策本部及び災害警戒本部体制下では、本部事務局）が庁内放送で行う。



(2) 勤務時間外における連絡方法

警報が発表された場合は、門真市宿直室が受理し、危機管理課長に伝達される。関係各部局へは、あらかじめ定めた緊急連絡系統に基づき伝達する。



(注) 二重枠線は、門真市の関係部署を示す。

(3) 伝達情報

- ア 気象警報等（暴風、大雨、洪水の警報、ただし警報の解除、切替を含む。）
- イ 洪水予報（淀川、寝屋川流域）
- ウ 火災警報
- エ 水防警報（淀川、寝屋川、古川）
- オ 火災情報、突発性事故等
- カ 龍巻注意情報
- キ その他重要なもの

3 市民への周知

- (1) 気象予警報や竜巻注意情報等は、報道機関がテレビ、ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
- (2) 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

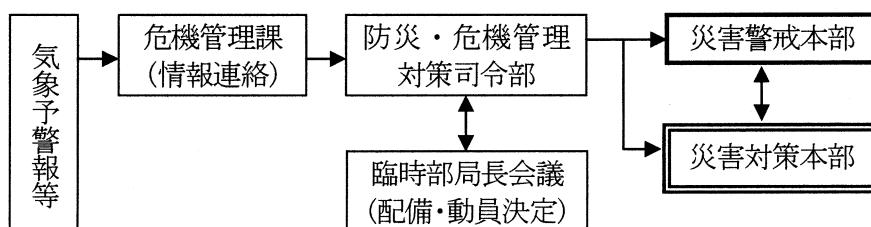
要配慮者への周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 組織動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織を設置する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 活動組織の確立	各部局							
第2 災害警戒本部の設置	各部局							
第3 災害対策本部の設置	各部局							

【活動組織設置の流れ】



【主な活動の設置場所】

災害対策本部又は災害警戒本部等を設置する場合は、次の場所を利用する。

利用用途	設置場所	電話
本部	庁舎別館3階第3会議室	5
本部事務局	庁舎別館3階第2会議室	4
記者発表	庁舎本館2階第6会議室	1

《対策の展開》

第1 活動組織の確立

1 防災・危機管理対策司令部の設置

総務部長は、災害警戒本部又は災害対策本部の設置基準に達しない段階において、本部設置の判断に関わる情報の収集、分析等を行い、本部体制へ円滑に移行できるよう防災・危機管理対策司令部を設置する。

(1) 設置基準

次のいずれか一つに該当する場合に設置する。

- ア 市域に大雨・暴風・洪水警報（特別警報を含む）のうち1つ以上発表されたとき
- イ その他総務部長が必要と認めたとき

(2) 構成員

防災・危機管理対策司令部の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
部長	総務部長
副部長	まちづくり部長、上下水道局長
部員	危機管理課、土木課、公共下水道課の職員

(3) 活動の内容

- ア 気象情報、河川情報、通報情報等の収集・伝達、状況予測
- イ 臨時部局長会議の必要性の判断、召集
- ウ 災害警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討
- エ その他緊急を要する災害応急対策の要領の決定

2 臨時部局長会議

総務部長は、以下の開催基準に該当する場合、臨時部局長会議を召集する。

(1) 開催基準

- ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置基準に達すると予想されるとき
- イ その他総務部長が必要と認めたとき

(2) 構成員

臨時部局長会議の構成員は、次のとおりとする。

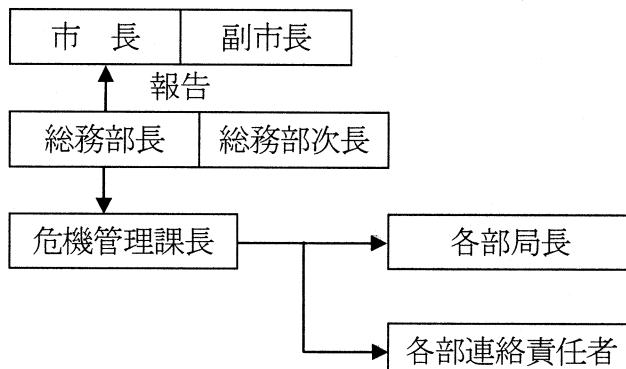
職名	構成員
議長	総務部長
副議長	まちづくり部長、上下水道局長
委員	各部局長、その他総務部長が必要と認める者

(3) 会議の内容

- ア 配備体制の検討決定
- イ 災害警戒本部もしくは災害対策本部の設置の必要性
- ウ 緊急を要する災害対策の実施要領

(4) 会議の召集

臨時部局長会議の召集伝達は、次のとおりとする。



第2 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するには至らないが、災害応急対策の必要がある場合、又は災害発生が予測され、警戒の必要がある場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

次のいずれか一つに該当する場合に設置する。

- (1) 避難準備情報の発表基準に達したとき
- (2) 局地的に災害が発生したとき
- (3) 臨時部局長会議において、災害警戒本部の設置が必要と決定したとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（副市長）が、災害警戒活動の必要がないと、又はおおむね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、災害対策本部の設置が必要な災害規模であると本部長（副市長）が認めたとき
- (3) その他市長が本部を設置する必要ないと認めたとき

3 組織及び運営

(1) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織・運営は、資料1-〇に定める災害警戒本部の組織及び災害対策本部の事務分掌に準ずる。

(2) 災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する事項について、基本方針を決定するため、本部長（副市長）が必要に応じて、本部会議を開催する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害警戒本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	副市長（総務部を担当する副市長）
副本部長	副市長（他の副市長）、総務部長
本部員	各部局長、会計管理者、その他本部長が必要と認める者

イ 協議事項

- ① 情報の収集、伝達に関すること
- ② 職員の動員配備体制に関すること
- ③ 避難準備情報の発表及び避難所の開設に関すること

- ④ 各部局間の調整事項に関すること
- ⑤ 災害対策本部設置に関すること
- ⑥ その他緊急に実施を要する災害応急対策に関すること

(3) 災害警戒本部事務局

本部事務局は、本部の統括的な役割を行うとともに本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	統括責任者	局 員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害警戒本部事務局の組織

災害警戒本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。

運営主な事務分掌は、資料1-〇に定める災害対策本部事務局の事務分掌に準ずる。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、災害警戒本部事務局と当該部局との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（副市長）は、災害警戒本部を設置又は廃止した場合は、危機管理課長よりその旨を各部連絡責任者を通じて通知する。

6 本部表示の掲示

災害警戒本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害警戒本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害警戒本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし、市庁舎が使用不能となつた場合は、別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害警戒本部を設置する場合、災害警戒本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

8 職務・権限の代行

本部長（副市長）が不在時は、次の順位の者が本部長を代行する。

また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順 位 代理者

(1) 他の副市長

- (2) 総務部長
- (3) まちづくり部長
- (4) 上下水道局長

※資料1-6 「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

第3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（以下「本部長」という。）として災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 避難勧告・指示の発令基準に達したとき
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- (3) 臨時部長会議において、災害対策本部の設置が必要と決定したとき
- (4) その他市長が必要と認めたとき

2 廃止基準

- (1) 本部長（市長）が、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき
- (2) 調査の結果、大きな被害がないと本部長（市長）が認めたとき。この場合、必要に応じて、災害警戒本部体制等に移行する。
- (3) その他市長が本部を設置する必要がないと認めたとき

3 組織及び運営

(1) 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、資料1-4、1-6に定める災害対策本部事務分掌及び組織に基づく。

※資料1-3 「門真市災害対策本部条例」

資料1-4 「門真市災害対策本部事務分掌」

資料1-6 「門真市災害警戒本部・災害対策本部の組織」

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項について、基本方針を決定するため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、極めて緊急を要する場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部の会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業管理者、統括理事、教育次長、各部局長、会計管理者

イ 協議事項

- ① 災害応急対策の基本方針に関すること
- ② 動員配備体制に関すること
- ③ 各部班間の調整事項に関すること
- ④ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
- ⑤ 避難所の開設に関すること
- ⑥ 自衛隊災害派遣要請に関すること
- ⑦ 他の市町村への応援要請に関すること
- ⑧ 国・府及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑨ 災害救助法適用要請に関すること
- ⑩ 激甚災害の指定の要請に関すること
- ⑪ ボランティアの受入れの可否に関すること
- ⑫ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

(3) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）は、災害対策本部の統括的な役割を行うとともに災害対策本部会議の庶務を行う。

ア 構成員

本部事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長	総括責任者	局 員
総務部次長	秘書広報課長、企画課長、人事課長、危機管理課長、議会事務局課長	秘書広報課、企画課、人事課、危機管理課、議会事務局の職員

イ 災害対策本部事務局の組織

災害対策本部事務局の組織は、庶務係・連絡係・情報係の3係により構成する。主な事務分掌は、資料1-〇「災害対策本部事務局の組織」のとおりとする。

4 各部連絡責任者

各部連絡責任者は、本部事務局と当該部との情報の交換、連絡にあたるものとする。

5 設置及び廃止の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、関係機関及び市民等にその旨を通知する。

6 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市庁舎正面玄関及び本部設置場所入口に「門真市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 設置場所

災害対策本部は、庁舎別館3階第3会議室に置く。ただし、市庁舎が使用不能となつた場合は、次の施設に移設する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

災害対策本部を設置又は移設する場合、本部事務局は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

順位 代替施設

- (1) 庁舎本館2階大会議室
- (2) 保健福祉センター
- (3) 南部市民センター
- (4) その他

8 職務・権限の代行

本部長（市長）が不在時は、次の順位の者が代行する。また、本部員及び班長の代行は、各部局においてあらかじめ指名した者とする。

順位 代理者

- (1) 副市長（総務部を担当する副市長）
- (2) 副市長（他の副市長）
- (3) 教育長
- (4) 水道事業管理者
- (5) 統括理事
- (6) 教育次長

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。

第3節 勤員体制

災害が発生した場合又は災害の発生するおそれのある場合は、災害の規模に応じて職員を動員配備する。動員配備にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全確保、感染症や熱中症などによる体調管理に十分留意する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 勤員基準	各部局							
第2 勤員方法	各部局		■					
第3 福利厚生	各部局				■	■	■	■

《対策の展開》

第1 勤員基準

1 1号配備

(1) 配備時期

- ア 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

小規模の災害応急対策を実施する体制

2 2号配備

(1) 配備時期

- ア 中規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

中規模の災害応急対策を実施する体制

3 3号配備

(1) 配備時期

- ア 大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき

(2) 配備内容

市の全力をあげて防災活動を実施する体制

4 配備職員の数

配備区分に基づく各課の配備職員の数は、災害警戒対策本部及び災害対策本部の配備を含み、資料1-〇「災害時における各課の配備職員数一覧表」に準ずる。ただし、災害の規模、態様又はその他の状況に応じ、各部局長は配備職員の数を増減するもの

とする。

※資料1-5 「災害時における各課の配備職員数一覧表」

第2 勤員方法

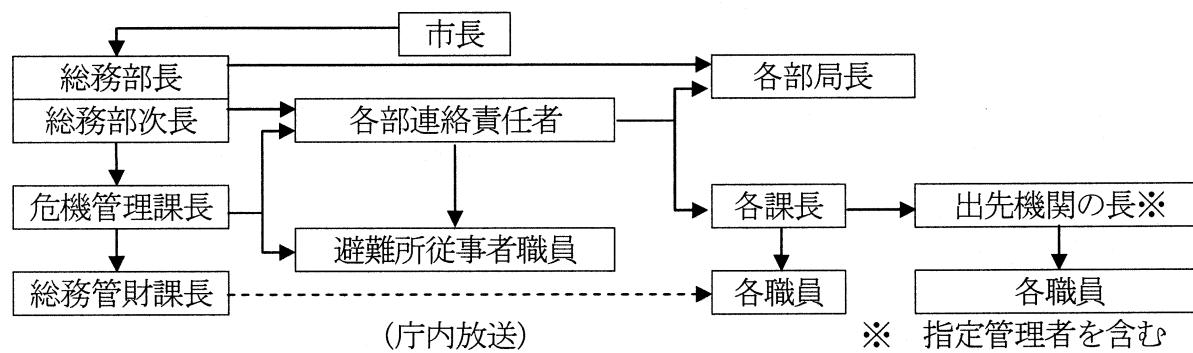
1 勤務時間内

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。

ア 本庁においては、総務管財課長が府内放送にて行う。

イ 電話又は伝令によって行う場合は、危機管理課長が各部連絡責任者を通じて次の経路により実施する。



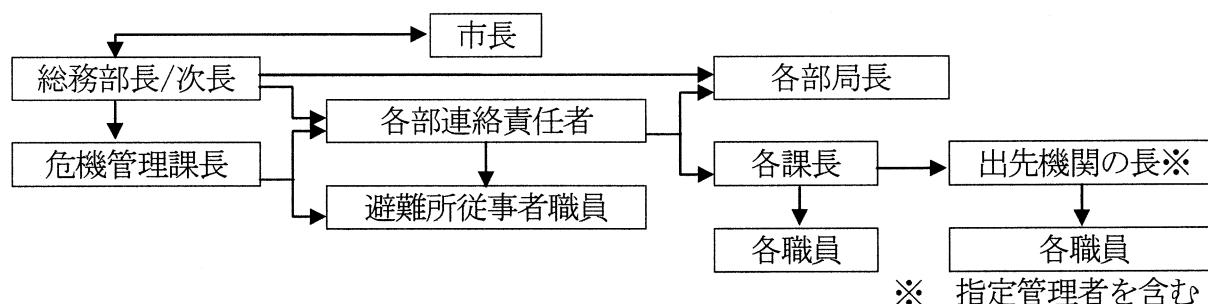
(2) 活動体制への移行

府内放送、電話等の通知によって、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外

(1) 連絡体制

参集指令の伝達は、次の経路により実施する。



(2) 参集場所

自己の指定参集場所とする。

(3) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、次の被災状況等の概況把握を行う。

ア 避難状況

イ 人的被害

- ウ 浸水
- エ 風害
- オ 建物の被害
- カ 河川の被害
- キ 道路の被害・機能障害
- ク ライフラインの被害・機能障害
- ケ その他被災状況

※様式13-1 「参集途上被災状況報告書」

3 参集の報告

各部局において、職員を配備し、応急活動を実施した場合、職員の参集状況を人事班に報告する。又、配備人員をその後増減したときは、速やかに配備状況を「職員動員報告書」により警戒本部設置時は本部事務局、対策本部設置時は人事班に報告する。

※様式1-1 「職員動員報告書」

4 人員の確保

(1) 1号配備・2号配備の場合

各部局長は、現状の人員で対応しがたいと判断した場合には、部局内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

(2) 3号配備の場合

各部局長は、部局内の人員で対応しがたいと判断した場合には、応援を人事班に要請する。この場合、人事班は、本部事務局と協議し、速やかに可能な範囲内で、応援要員の派遣を行う。

5 平常業務の機能

3号配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、平常業務を確保する必要がある市民サービス部門等から、本部事務局と協議のうえ実施する。

第3 福利厚生

第一線で災害対応する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊施設等の指定

(1) 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用及び民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

(2) 宿泊施設の確保

- ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理及び調整については人事班で行う。
- イ 派遣職員の宿泊施設は、人事班で把握した人員によって必要数を確保する。

2 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、調達班が食料班と調整のうえ、民間等から調達する。

また、平常時から職員用の食料備蓄に努める。

3 勤務状況の把握

人事班は、災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、本部事務局と連携を図りながら各対策部の実情に即した要員の交替等を行う。

第4節 警戒活動

災害の発生に備えるため、正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒活動を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 水防活動	土木班、消防団、 消防組合、淀川左 岸水防事務組合							
第2 ライフライン・ 交通等警戒活動	施設班、下水道 班、土木班、西日 本電信電話株式会 社、関西電力株式 会社、大阪ガス株 式会社、日本放送 協会、各民間放送 株式会社							
第3 交通施設管理者	土木班、枚方土木 事務所、大阪国道 事務所、西日本高 速道路株式会社、 各地方鉄道、各乗 合旅客自動車運送 株式会社							

《対策の展開》

第1 水防活動

本市が属する指定水防管理団体である淀川左岸水防事務組合（管理者：大阪市長）は、淀川等のはん濫に対する防御を目的とした水防活動を行う。

本市は、水防管理団体として、市内の河川等の氾濫に対する水防活動を実施する。

1 活動体制

（1）出動準備

市長は、次の場合、消防団及び消防組合に対し、出動準備を指示する。

ア 河川の水位が通報水位に達してなお、上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

イ 気象予報、洪水予報及び水防警報等により洪水の危険が予測されるとき

（2）出動

市長は、次の場合、直ちに消防団又は消防組合に出動、配備を要請するとともに、その旨を府現地指導班長に報告する。

ア 河川の水位が警戒水位に達したとき、またはそのおそれがあるとき

イ 台風の経路が岡山以東、大阪湾内を通過するとき

ウ 堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき

(3) 解除

市長は、水防配備を発令し、水位が警戒水位以下となり、かつ危険がなくなったときは、解除を行う。この場合、一般に周知させるとともに、府現地指導班長に対してその旨を報告する。

2 水位の観測通報

土木班は、気象等の状況により洪水のおそれがあることを自ら察知したとき、又は洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、府現地指導班長及び関係者に水位を報告する。

- (1) 通報水位に達した時からこの水を下回るまでの間、1時間毎に
- (2) 警戒水位に達したとき及び下回ったとき
- (3) 特別警戒水位に達したとき及び下回ったとき
- (4) 最高水位に達したとき
- (5) 通報水位を下回ったとき

3 情報交換の徹底

市長は、府現地指導班長と、雨量、水位の情報交換など相互連絡に努める。

4 輸送計画

土木班は、道路情報を関係者と相互に交換し、水防資機材、人員等の輸送の円滑化を図る。

5 監視及び警戒

土木班、消防団及び消防組合は、巡回員を設け、水防法第9条の規定に基づき、随時区域内の河川堤防等を巡回し、水防上危険な箇所があるときは、当該河川管理者に連絡して必要な措置を求める。

6 非常警戒

市長は、出動命令を出したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の上部及び川側斜面と反対側斜面を巡回し、特に次の状況に注意し異常を発見した場合には直ちに水防作業を開始するとともに、府現地指導班長に報告する。

- (1) 表法（堤防の川側の斜面）で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (2) 裏法（堤防の川側とは反対側の斜面）の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- (3) 天端（堤防の最上部）の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の溢水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋りょうその他の構築物と堤防の取付部分の異常

- (7) 取水口の閉塞状況
- (8) 流入水並びにその浮遊物の状態
- (9) 横管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

7 避難のための立ち退き

避難のための立ち退きに関する計画は、「第5節 避難誘導」に示す。なお、府が定める水防に用いる信号（水防法第20条）は次のとおりとする。

【水防信号】

警鐘信号				サイレン信号
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 ○ - 休止 ○ - 休止
第4信号	乱打			約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 ○ - 休止
<p>1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用すること 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること</p> <p>第1信号 河川では量水標が警戒水位に、洪水のおそれがあることを知らせるもの 第2信号 水防団員及び門真消防署に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</p>				

8 決壊等の通報及び決壊後の処置

(1) 決壊の通報

市長、消防団長及び消防長は、堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者（隣接市長、府現地指導班長、門真警察署長、市民及び国土交通省淀川河川事務所長）に通報する。（水防法第25条）

(2) 決壊後の処置

市長、消防団長及び消防長は、決壊後といえども、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努める。（水防法第26条）

9 応援

(1) 他の水防管理者等への応援要求

市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市長及び消防長に対して応援を求める。（水防法第23条）

(2) 警察官の援助の要求

市長は、水防のため必要があるときは、門真警察署長に対して、警察官の出動を求める。（水防法第22条）

10 記録及び報告

(1) 水防記録

- 土木班は、次の記録を作成し、保管する。
- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - イ 警戒出動及び解散命令の時刻
 - ウ 水防団員又は消防組合に関する者の出動の時刻及び人員
 - エ 水防作業の状況
 - オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - カ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
 - キ 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
 - ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
 - ケ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
 - コ 応援の状況
 - サ 居住者出動の状況
 - シ 警察の援助状況
 - ス 現場指揮官公吏氏名
 - セ 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
 - ソ 水防関係者の死傷
 - タ 功労者及びその功績
 - チ 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
 - ツ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
 - テ その他必要な事項

(2) 水防活動報告

市長は、水防終結後10日以内に、水防実施状況を府現地指導班長に報告する。

第2 ライフライン・交通等警戒活動

豪雨、暴風雨によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

1 上水道施設（施設班）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保
- (3) 応急給水の準備

2 下水道施設（下水道班）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の確保

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

- (1) 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- (2) 応急対策用資機材の点検、整備及び確保
- (3) ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

- (1) 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の配置
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- (4) 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- (5) 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- (6) 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- (7) その他安全上必要な措置

6 放送事業者（NHK、一般放送事業者）

- (1) 電源設備、給排水設備の整備及び点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

第3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。

1 鉄軌道施設（京阪電気鉄道株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪市交通局）

- (1) 定められた基準による列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
- (2) 適切な車内放送、駅構内放送の実施
- (3) 安全な場所への避難誘導等

2 道路施設（土木班、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社）

- (1) 定められた基準による通行の禁止又は制限若しくは速度制限の実施
- (2) 交通の混乱を防止するための迂回、誘導等適切な措置の実施

3 各乗合旅客自動車運送事業者（京阪バス株式会社、近鉄バス株式会社）

-
- (1) あらかじめ定められた基準によりバス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限の実施
 - (2) バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市、警察署及び道路管理者等にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第5節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。その際、避難行動要支援者に対しては、「避難行動要支援者マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難準備情報の発表	本部事務局、広報班							
第2 避難の勧告又は指示	本部事務局、広報班							
第3 警戒区域の設定	本部事務局、広報班							
第4 避難	避難所班、園児対策班、広報班、福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、日本赤十字社、各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送株式会社							

《対策の展開》

第1 避難準備情報の発表

気象予警報及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき 避難準備情報を発表し、避難行動に時間要する高齢者・障害者等の迅速な避難や、風水害による被害のおそれの高い区域の居住者等の自主的な避難を促す。

- 1 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者は、河川で警戒水域に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難準備情報を発表・伝達する。

なお、本部事務局は気象台や河川管理者（近畿地方整備局、寝屋川水系改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡回報告等をもとに総合的に避難の判断をする。

また、避難準備情報を発表したときは、自主防災組織等の協力を得ながら、発令地区、避難先及び避難理由等を明示し、要配慮者の特性にあわせた多様な媒体による周知徹底を図る。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

【避難準備情報】

区分	基 準 及 び 方 法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想される場合
趣 旨	危険が予想される地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備を勧告する。 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階である。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難対象者（避難行動要支援者等）の準備の呼びかけ
伝達方法	防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、市ホームページ、広報車、メディア及び（警察、消防、消防団及び自主防災組織等を通じての）口頭による伝達を併用する。

第2 避難の勧告又は指示

気象予警報及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、浸水などによる被害を受けるおそれがある危険地域の市民に対し、避難勧告又は指示を行い、安全を確保する。

1 実施責任者、実施要件・内容等

避難の勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等は、次のとおりとする。

【避難の勧告又は指示の実施責任者と実施要件・内容等】

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。 ※必要があるときは、その立ち退き先を指示できる。 ※勧告、指示、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかに、知事に報告する。 ※避難の必要がなくなったときは、直ちに公示する。	災害対策基本法第60条
知 事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	

警察官	市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 ※指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、その場に居合させた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合させた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※とった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいないときに限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた府職員、水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難のための立ち退きの指示ができる。 ※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。	水防法第29条

2 避難の勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告及び指示を発令する。

なお、本部事務局は気象台や河川管理者（淀川河川事務所、寝屋川改修工営所）との連携を密にして、今後の状況予想について助言を求めるとともに、現場の巡回報告等をもとに総合的に避難の判断をする。

また、勧告又は指示を発令したときは、広報班が、自主防災組織等の協力を得ながら、発令地区、避難先及び避難理由等を明示し、広報車などにより周知徹底を図る。周知にあたっては、福祉対策班と連携し、避難行動要支援者に配慮する。

【避難勧告】

区分	基 準 及 び 方 法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難所に至る経路及び避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達方法	防災行政無線、緊急速報メール・エリアメール、市ホームページ、広報車、メディア及び（警察、消防、消防団及び自主防災組織等を通じての）口頭による伝達を併用する。

【避難指示】

区分	基 準 及 び 方 法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難対象地区、避難先、避難所に至る経路、避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等
伝達方法	防災行政無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等による伝達、テレビ放送、ラジオ放送、（自主防災組織等を通じての）口頭伝達を併用する。

※資料2-8 「寝屋川流域での過去の浸水被害状況」

資料3-5 「災害時の広報文例」

資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに本部事務局に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

4 避難路の確保

市、門真警察署及び道路管理者は安全な避難路の確保に努める。

第3 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、次の要領で警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。なお、設定及び解除についての関係機関等への連絡は、避難勧告又は指示の連絡に準じて行う。

【警戒区域の設定要領】

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市 長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条

警察官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときに警戒区域を設定できる。 ※市長の職権を行ったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに警戒区域を設定できる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員、消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに警戒区域を設定できる。	
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに警戒区域を設定できる。	水防法第28条

2 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域の設定について門真警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 市長は、警戒区域を設定した場合、門真警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立ち入り禁止の措置をとる。
- (3) 市長は、門真警察署、消防団及び地域住民等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第4 避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連絡のもと、避難行動要支援者に配慮しつつ、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

1 自主避難

避難勧告、指示を待ついとまがない場合や、市民自らの判断により、一時的に身の安全を確保するために避難することを自主避難という。

自主避難の際は、避難所とは別の施設管理者に対して避難者の受入れを要請し、承諾の得られた施設について、速やかに市民周知を図る。

2 避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民等の避難誘導を実施する。

市民等の避難誘導に際しては、門真警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や日本赤十字社大阪府支部等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。

(1) 避難所への市民の避難誘導

避難所班は、市民等の協力を得て、避難所への市民の避難誘導を実施する。なお、避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、福祉対策班が、早急な安否確認と介助を実施する。

(2) 学校、園及び事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所及びその他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における乗客の避難誘導は、その交通事業者があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

※資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

3 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

(1) 避難にあたっての留意点

ア 必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業者は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

(2) 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空き地等に集合し、安全な経路を通って徒步で避難する。

イ 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

ウ 避難所が危険と判断された場合、他の避難所へ移動する。

4 避難路

安全面に十分配慮し、緊急交通路予定路線を避難路に設定する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集・伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 気象予警報等の収集・伝達	各部局、大阪府、大阪管区気象台							
第2 情報の収集・伝達系統	各部局、大阪府、大阪管区気象台、門真警察署							
第3 応急被害状況の把握	各部局、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第4 詳細被害状況の把握	各部局、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第5 国、府への報告	本部事務局							
第6 通信手段の確保	各部局、西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生前から継続して気象情報等の収集を行う。

※資料3-1 「気象予警報等の種類」

第2 情報の収集・伝達系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部局及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

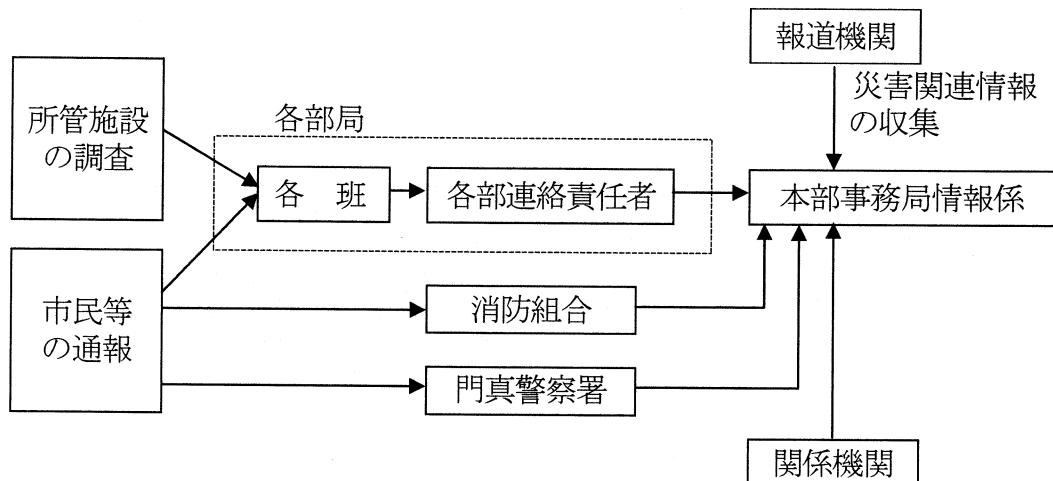
(1) 電話、携帯電話及びファクシミリ等の通信手段

- (2) バイク、自転車を用いた伝令
- (3) 府防災情報システム等

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

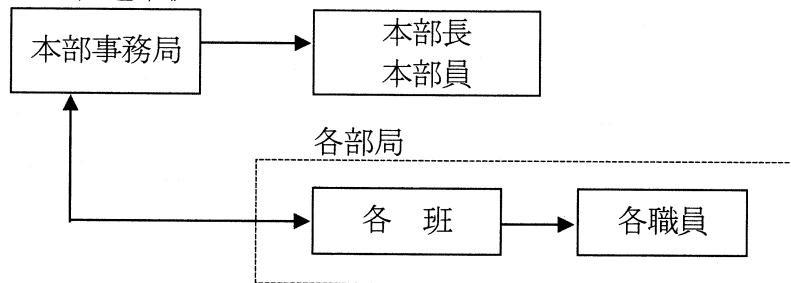
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

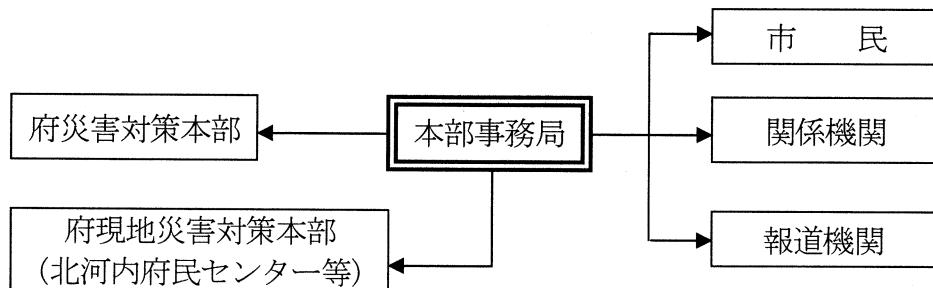


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



※府が現地災害対策本部を設置した場合は、府災害対策本部同様に情報の伝達を本部事務局が行う。

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

第3 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から把握する。

1 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を本部事務局情報係に報告する。

(1) 実施担当者と収集すべき情報

ア 本部事務局情報係

関係機関から概括的な被害情報収集を行う。

イ 広報班

テレビ、ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。

ウ 相談班・本部事務局

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 消防組合

119番通報から火災や傷病者の発生状況等の情報収集を行う。

オ 保健医療対策班

医療機関の被害状況及び医療機関等で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

カ 避難所等

参集職員、避難所従事者職員、自治会長及び市民等と連絡をとり、地域被害の情報収集を行う。

(2) 情報収集の手段

ア 電話、携帯電話及びファクシミリ等を用いる。

イ 府防災情報システム等を用いる。

2 緊急被害調査

(1) 実施担当者

各部局各班は資料〇「」に定める事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施し、本部事務局情報係に報告する。

(2) 調査内容

ア 概括的被害状況調査

イ 冠水等の道路関連被害状況調査

ウ 河川等被害状況調査

エ 上水道施設・下水道施設の被害状況調査

オ 建物の被害状況調査

カ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

(3) 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借上げ、徒步等とする。

3 被害情報の概括的把握

本部事務局情報係は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりとする。

- (1) 災害情報
- (2) 市民の安否等に関する情報
- (3) 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- (4) 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (5) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- (6) 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (7) 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

第4 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

1 各部局所管施設の被害状況の把握

- (1) 各部局各班は、所管施設の被害状況を調査し、各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (2) 各部局各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、「災害連絡票」により速やかに各部連絡責任者を通じて本部事務局情報係へ報告する。
- (3) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部局内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

※様式13-2 「災害連絡票」

2 把握する内容

災害発生後の早い段階から、詳細な被害情報等の把握を行う。

【被害状況の把握】

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	福祉対策班 消防組合、関係機関
	負傷者の状況	保健医療対策班
住家被害	全壊・半壊、大規模半壊等の状況	調査班
	被災宅地応急危険度判定	建築班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	建築班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査班

その他被害	田畠の被害状況	商工農政班
	文教施設の被害状況	教育班
	医療機関の被害状況	保健医療対策班
	道路、公園、橋梁の被害状況	土木班
	河川、水路等の被害状況	土木班
	水道施設の被害状況	給水班・施設班
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	清掃班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	本部事務局
り災状況	り災世帯数、り災者数	調査班
被害金額	公共・文教施設の被害金額	教育班
	農業施設の被害金額	商工農政班
	その他公共施設の被害金額	建築班
	農産、商工の被害金額	商工農政班
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	避難御所班
	応急給水	給水班
	給食の状況	食料班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の 状況等	保健医療対策班
	防災活動に必要な情報及びその他応急 対策に必要な状況	各部局

3 被害情報の整理

(1) 情報の集約

本部事務局情報係は、各部局から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

(2) 被害情報等の整理

本部事務局情報係は、取りまとめた情報を常に整理し、各部局や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

4 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、本部事務局は、府等に対して応援要請を行う。

第5 国、府への報告

府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15

日付消防災第267号)による。

府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

1 報告基準

即報基準に該当する災害が生じた場合には、災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を府に報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

また、災害が直接即報基準に該当する場合は、府に加えて消防庁にも報告する。

(1) 即報基準

ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 災害対策本部を設置したもの

イ 個別基準（風水害関係）

河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 直接即報基準

風水害に関する基準は特に設定されていない。

2 報告方法

本部事務局が府防災情報システムで行うが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

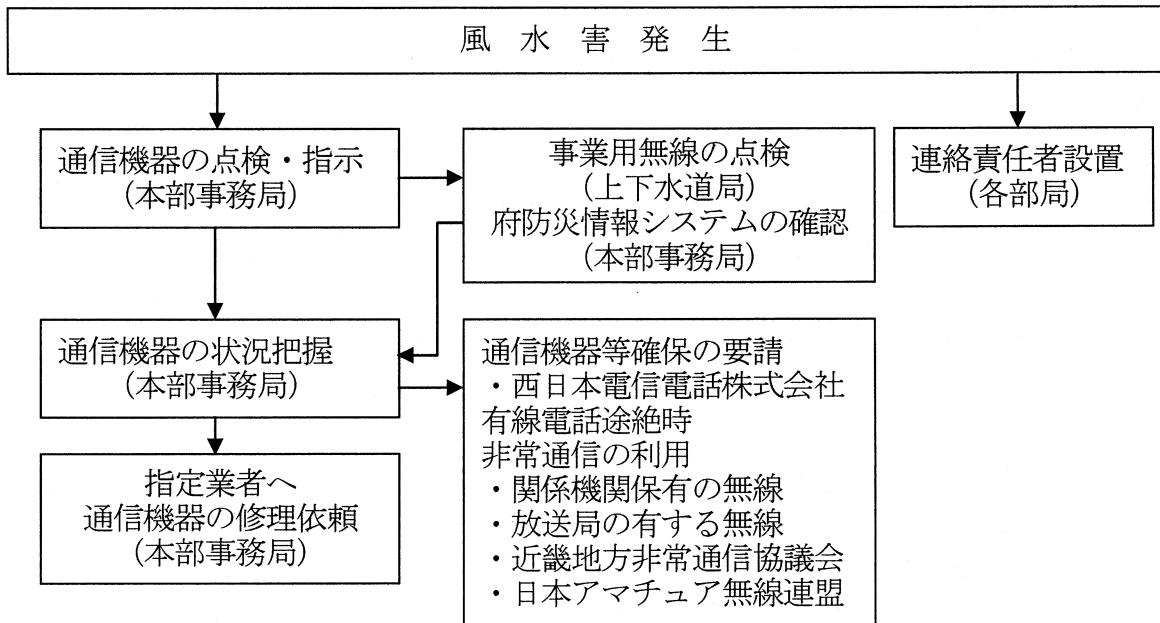
- (1) 即報基準及び直接即報基準に該当する災害か判断に迷う場合は、できる限り広く報告する。
- (2) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。
- (3) 府に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更し、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。
- (4) 災害により門真消防署への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び府に報告する。

※様式13-3 「各種被害状況報告書」

第6 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

【通信手段確保の流れ】



1 無線通信機能の点検及び復旧

本部事務局は、災害発生後、直ちに府防災情報システム、事業用無線等の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

※資料3-3 「大阪府防災行政無線通信系統図」

2 通信窓口

(1) 連絡責任者の配置

各部局は、災害時に必要な情報の収集及び伝達など、関係機関相互の迅速かつ的確な連絡を確保するために連絡責任者を置く。

(2) 連絡先の変更等

各部局は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに本部事務局及び関係機関に修正の報告を行う。

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

3 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

本部事務局は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常・緊急通話を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

本部事務局は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

4 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じて消防無線、警察無線、非常無線及び携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

本部事務局は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用に携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(3) 消防及び警察等の通信活用

本部事務局は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防組合又は門真警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

本部事務局は、有線電話が途絶し、かつ事業用無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 関係機関（府警本部、鉄道会社）が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線

エ アマチュア無線等

5 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、電話・携帯電話、伝令（自転車、バイク及び徒歩等）及び派遣等の適当な手段によって行う。

6 通信機器の設置場所

機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道局事業用無線	上下水道局庁舎2階 水道総務課

第2節 災害広報・広聴対策

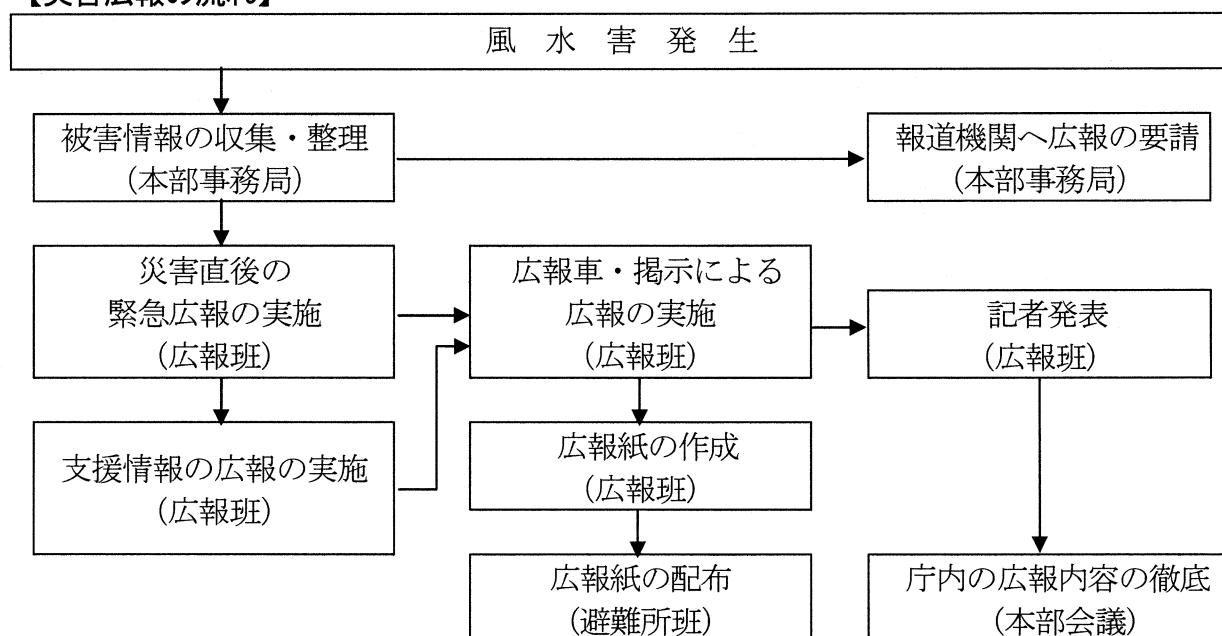
情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 災害広報	本部事務局、広報班、避難所班							
第2 報道機関との連携	本部事務局、広報班							
第3 広聴活動の実施	本部事務局、広報班、災害相談班							

第1 災害広報

平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

【災害広報の流れ】



《対策の展開》

1 災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、市は関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- (1) 災害情報に関すること
- (2) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (3) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (4) 被害の概要に関すること
- (5) 避難勧告・指示、避難準備情報に関すること
- (6) その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

2 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- (1) 被災状況とその後の見通し
- (2) 避難所に関すること
- (3) 救護所に関すること
- (4) 救援物資の配布に関すること
- (5) 給水・給食に関すること
- (6) 医療機関などの生活関連情報
- (7) 義援物資等の配布に関すること
- (8) 被災者のために講じている施策などその他市民生活に必要なこと

3 ライフライン復旧情報等

広報班は、本部事務局、土木班、給水班、施設班、下水道班等、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- (1) 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
- (2) 電気、ガス及び交通機関等の復旧に関すること
- (3) 電話の復旧に関すること
- (4) 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること
- (5) 交通規制情報

※資料3-2 「関係機関の通信窓口」

4 広報の手段

(1) 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

(2) その他広報手段

- ア 広報紙の（臨時）発行と各避難所、防災拠点等への掲示・配布（避難所班と連携して実施）
- イ 避難所への職員の派遣
- ウ 防災行政無線の活用
- エ テレビ、ラジオ及び新聞による広報
- オ 携帯メールや緊急速報メールの活用
- カ インターネット（ホームページ）やSNSの活用
- キ ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供

5 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビ、ラジオ、ファクシミリやインターネット等のメディアを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティアなどの協力を得て手話、点字及び外国語等、多様な手段による広報活動に努める。

※資料3－5「災害時の広報文例」

第2 報道機関との連携

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《対策の展開》

1 災害情報の報道依頼

各部局からの災害情報の報道依頼は、広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。テレビ、ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

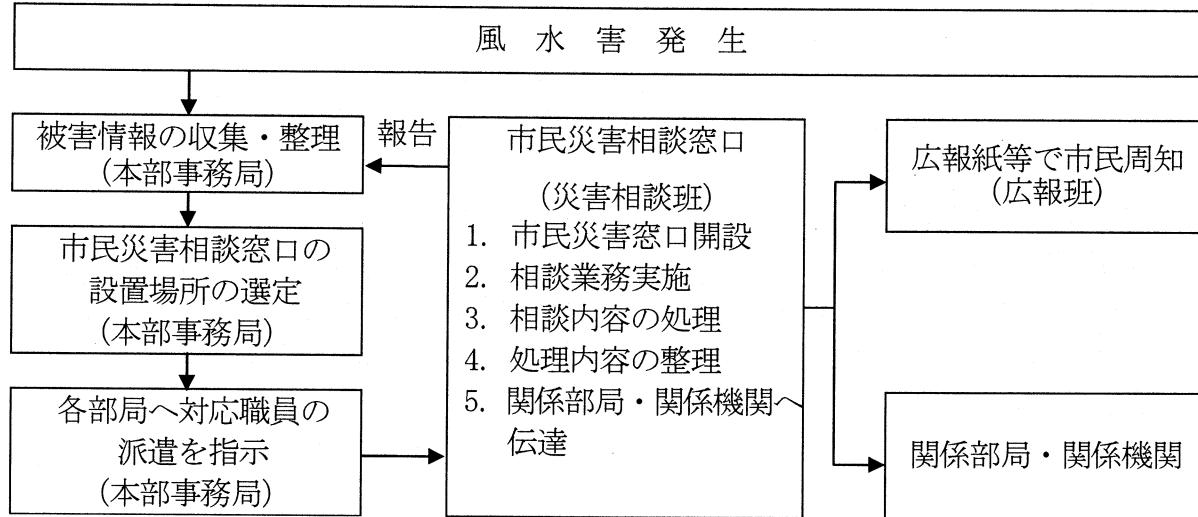
災害情報を総括し提供するための記者発表会場を「庁舎本館2階第6会議室」に設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。また、次の事項を中心広報活動を実施する。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 市民に対する避難勧告等の状況
- (5) 市民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関するここと

第3 広聴活動の実施

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、市民災害相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

【広聴活動の流れ】



《対策の展開》

1 市民災害相談窓口の開設

災害相談班は、市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談及び避難行動要支援者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に市民災害相談窓口を開設する。

2 相談内容

市民災害相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 上水道・下水道の修理に関すること
- (2) 避難行動要支援者対策等の福祉に関すること
- (3) 災証明の発行に関すること
- (4) 災害弔慰金等の支給に関すること
- (5) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること
- (6) 租税等の減免、徴収猶予等に関すること
- (7) 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること
- (8) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること
- (9) その他生活再建に関すること

3 実施体制

- (1) 本部事務局は、各部局から対応職員を派遣させ、電話及び市民応対業務全般につ

いて実施する。

- (2) 広報班は、市民災害相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話及び専用ファクシミリを備える。

4 要望の処理

- (1) 災害相談班は、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 本部事務局、市民災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部局及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。
- (3) 処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた相談応対票等を用いて内容を記入する。

※様式〇-〇「相談応対票」

第3節 広域応援等の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 行政機関等との相互応援協力	本部事務局、消防組合							
第2 民間団体等に対する協力要請	本部事務局、各部局、大阪府、他市町村、民間団体等							

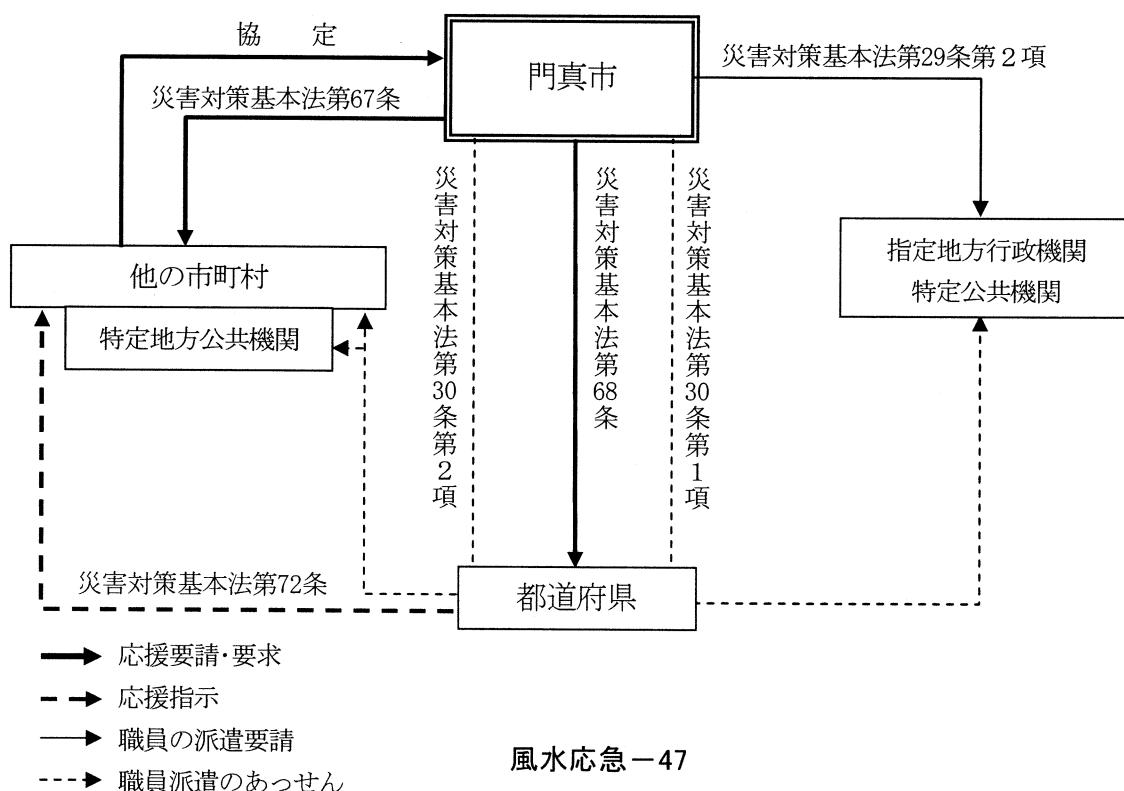
第1 行政機関等との相互応援協力

各部局は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて本部事務局を通じ、府及び他の市町村に応援協力を求める。

《対策の展開》

本部長（市長）が、府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力等が必要と判断した場合は、本部事務局が窓口となり、各部局と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法第68条の規定に基づき、本部長（市長）の判断により本部事務局を通じて、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって応援又は応援のあっせんを求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、府防災行政無線、電話又はファクシミリにより要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を必要とする期間・場所
- (4) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

※様式12-2 「公用令書」

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府災害対策本部 事務局	(代表) 06-6941-0351 (直通) 06-6944-6021～6022	06-6944-6021～6022
大阪府危機管理室	大阪府防災行政無線番号	*200-4880、4886 *200-4887（夜間）

2 他の市町村への応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。消防相互応援協定及び災害相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあっせんを要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

(1) 応援の要請

災害相互応援協定都市（本部事務局が要請）及び消防相互応援協定締結市町村（消防組合が要請）と、被害状況等を相互に連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又は、ファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 隣接地域の緊急応援

災害相互応援協定都市及び消防相互応援協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

※資料4-8 「消防相互応援協定一覧」

資料12-1 「災害相互応援協定一覧」

3 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長及び特定公共機関に対する職員派遣要請又は知事等に対する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の職員派遣のあっせん要請を、次の必要事項を記載した文書で行う（災害対策基本法第29条、30条又は地方自治法第252条の17の規定による）。

- (1) 派遣又は派遣のあっせんを要請する理由
- (2) 派遣又は派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣又は派遣のあっせんを必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

6 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の受入れを行う。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 連絡調整のため、連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 応援に伴い誘導の要求があった場合は、門真警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の確保に万全を期す

る。

- (6) 応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《対策の展開》

1 民間団体等への協力要請

公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

2 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりとする。

対象	応援協力要請の方法
公共的団体	必要な各部局か本部事務局を通じて要請
協定団体等	担当部局から直接協力要請の後、本部事務局へ報告

3 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、本部事務局が状況を勘案しながら適宜確保する。

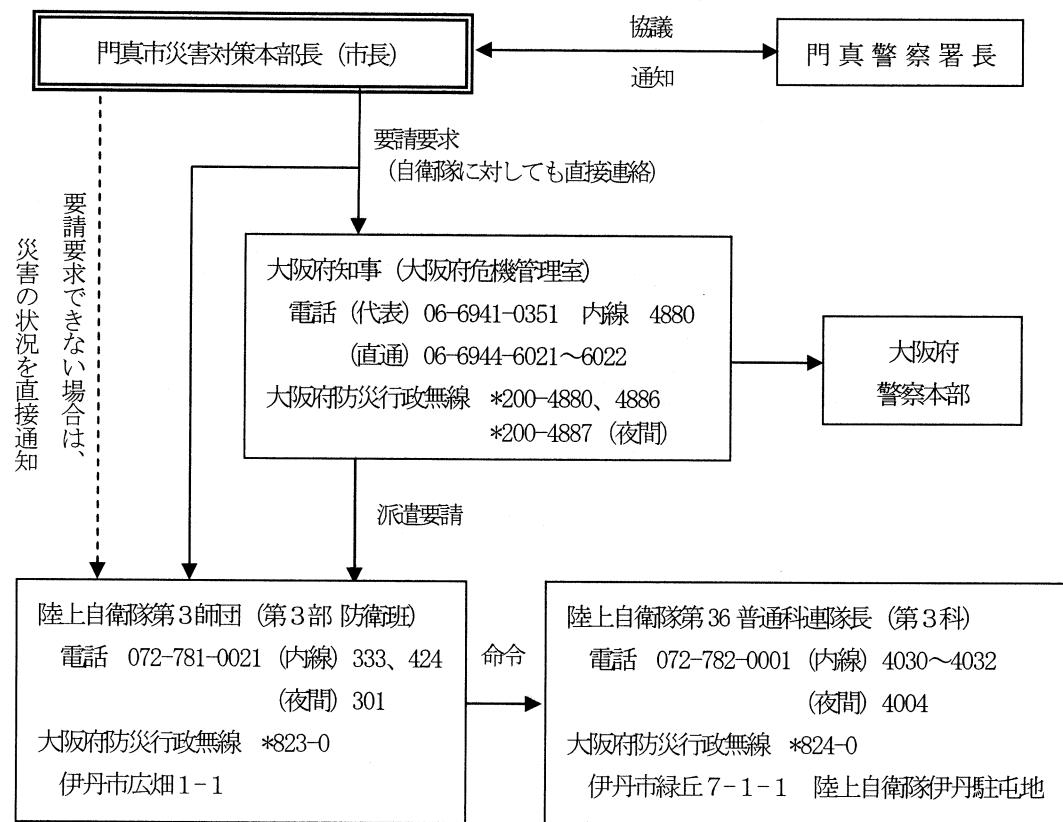
第4節 自衛隊の災害派遣の要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう要求する（災害対策基本法第68条の2第1項）。

派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
自衛隊の災害派遣の要請	本部事務局							

【派遣要請系統図】



《対策の展開》

本部長（市長）は、自衛隊の応援が必要と判断した場合、知事に対し派遣要請を要求するとともに、自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。

ただし、知事に要求することができない場合、本部長（市長）は、直接自衛隊に被害状況を通知し、事後速やかに所定の手続きにより知事に通知する。

1 災害派遣要請要求の要領

本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要な場合は、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請を要求し、門真警察署長にも通知する。ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で通知し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

※様式12-1「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、門真警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまないと認められる場合

3 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、本部事務局が窓口となり、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- (2) 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- (3) 作業中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (5) ヘリコプターを要請した場合は、あらかじめ定めた災害時用臨時ヘリポートが使用できるよう、準備に万全を期す。

※資料〇-〇「ヘリポート候補地一覧」

4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、次のとおりとする。

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、門真消防署と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

5 撤収要請の要求

救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請を要求する

※様式12-1 「自衛隊の災害派遣及び撤収要請書」

様式12-2 「公用令書」

第5節 救助・救急活動

府警本部等との密接な連携のもと、救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 救助活動	消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊							
第2 行方不明者の捜索	福祉対策班、消防組合、消防団、門真警察署、自衛隊						原則 10日 以内	
第3 救急活動	保健医療対策班、消防組合、消防団、門真市医師会							
第4 各機関による連絡会議の設置	消防組合、消防団、大阪府、自衛隊							
第5 市民等との連携	消防組合、消防団、門真警察署							
第6 惨事ストレス対策	福祉対策班、保健医療対策班、消防組合、消防団、門真警察署							

《対策の展開》

第1 救助活動

市及び消防組合は、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連携をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。

- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

第2 行方不明者の搜索

- 1 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、門真警察署、自衛隊等関係機関が市民の協力を得て実施する。また、福祉対策班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施する。
- 3 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

第3 救急活動

1 救急活動体制

多くの傷病者が発生した場合、保健医療対策班は、大阪府救急・災害医療情報システムを活用しながら、府・市医療救護班、医師会、救急医療機関等と連携を密にして対処するとともに、傷病者を搬送する手段を有する民間救急事業者等が一致協力することとする。

2 救急活動の基本

(1) 被災現場からの救急搬送

救急隊は、被災現場での傷病者の救急搬送に重点を置き、救命処置を要する重症度の高い者を優先して、近くの医療機関又は、救護所等へ搬送するものとする。

(2) 医療機関、救護所からの傷病者の搬送

医療機関又は、救護所等から他の医療機関に搬送する転院搬送は、府、市、医療機関、民間救急事業者及びその他の救急車等で搬送するものとする。

(3) 搬送先医療機関の確保

保健医療対策班は、大阪府救急・災害医療情報システムを活用しながら、府医療救護班、消防組合、医師会、医療機関等と連携を密にして、傷病者の搬送先の確保に努めるものとする。

3 医療機関情報の収集と連絡

消防組合は、救急医療機関の被災状況、受入れ可否状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて医療救護活動を実施する関係機関・団体等に情報を提供する。

4 航空機等による傷病者の搬入

航空機(ヘリコプター)等による救急搬送の必要があるときは、消防組合と連携をとり、府又は、大阪市消防局、その他関係機関に航空機の出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料○「ヘリコプター候補地一覧」

第4 各機関による連絡会議の設置

市、府、府警本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行い、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議（合同調整所）を設置する。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第5 市民等との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に初期消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第6 慘事ストレス対策

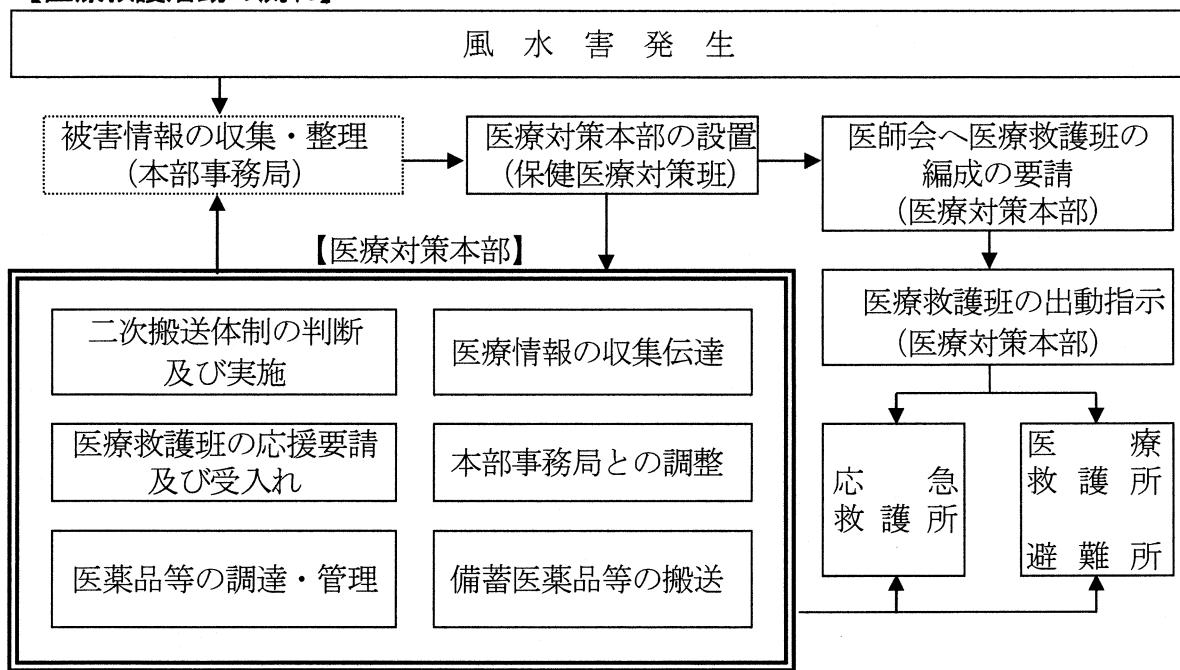
救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 医療救護活動

災害発生初期は、医療救護要員の確保と災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療活動が重要である。市及び医療関係機関は、大阪府災害時医療救護活動マニュアルに基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 医療活動体制の確立	保健医療対策班、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会							
第2 医療情報の収集活動	保健医療対策班、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会、消防組合							
第3 現地医療対策	保健医療対策班、日本赤十字社、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会						応急救護所は発災後3日間程度	
第4 後方医療対策	保健医療対策班、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会							
第5 搬送	保健医療対策班、消防組合、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会							
第6 医薬品等の調達・確保	保健医療対策班、日本赤十字社、門真市薬剤師会							
第7 個別疾病対策	保健医療対策班、門真市医師会、門真市歯科医師会、門真市薬剤師会							

【医療救護活動の流れ】



《対策の展開》

第1 医療活動体制の確立

1 医療対策本部の設置

(1) 設置基準

市（保健医療対策班）は、大災害が発生した場合（災害対策本部が設置された場合）、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び消防組合からなる医療対策本部を保健福祉センター内に開設し、活動を開始する。ただし、消防組合にあっては、消防本部と医療対策本部が連携し、情報を共有することもって活動とする。

(2) 医療対策本部の役割

保健医療対策班は、災害対策本部事務局と綿密な連携のもと医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長等の医療アドバイザーを中心に、被災した市民に対する医療救護活動を総合的に調整する。

- ア 初期医療体制に関すること
- イ 広域医療体制に関すること
- ウ 医療救護班・医療ボランティアの応援要請及び受入れに関すること
- エ 保健対策に関すること
- オ 傷病者の病状の判断に関すること

- (3) 医療対策本部の構成員
構成員は、次のとおりとする。

職名	構成員
本部長	保健福祉部長
医療アドバイザー	医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長
部員	医師会副会長、歯科医師会副会長、薬剤師会副会長、消防組合、保健医療対策班、その他市長が指名する者

第2 医療情報の収集活動

医療対策本部は、医療関係機関と密接な連携のもと、府医療機関情報システムや医療情報連絡員（あらかじめ指名された保健福祉部の職員から指名）、医師会連絡網等を活用し、人的被害、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

また、医療施設の活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも多様な伝達手段により医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて医療対策本部が救護所（応急救護所、医療救護所の2種類）の開設を決定し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び日本赤十字社大阪府支部の協力を得て医療救護班を組織する。

1 救護所の設置基準

- (1) 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、医療機関だけでは対応しきれないとき
- (2) 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき

2 応急救護所

- (1) 市内数ヶ所に設置
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を各所に配置する。
- (3) 応急救護所の活動は、災害発生直後3日間程度の活動とする。

(4) 応急救護所における業務

- ア 医療機関への搬送の要否の判断及びトリアージ（負傷者選別）の実施
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 助産救護
- エ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- オ その他状況に応じた処置

(5) 応急救護所の運営

医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、応急救護所を運営する。

- ア 携帯電話等通信手段の確保
- イ 医薬品、医療用資器材の補給
- ウ その他医療救護活動に必要な事項

(6) 医療救護班が不足する場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

(7) 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

3 医療救護所

- (1) 市内避難所（学校の医務室又は保健室）等に設置する。
- (2) 医師1人、看護師2人及びその他1人で構成する医療救護班を編成し、1日2～3時間程度の稼動とし、場合によっては巡回とする。また、被災者の健康状態を把握し、医療ニーズに応じた診療科目別の医療救護班の設定を行う。
- (3) 医療救護所の活動は、災害発生より中長期にわたって活動する。

(4) 医療救護所における業務

- ア 軽傷外傷の治療
- イ 一般外傷の治療
- ウ 被災市民の健康管理
- エ その他の必要な措置

(5) 医療救護所の運営

医療対策本部は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- ア 交代要員の確保
- イ 携帯電話等通信手段の確保
- ウ 医薬品、医療用資器材の補給
- エ 食料、飲料水の確保
- オ その他医療救護活動に必要な事項

4 歯科医療班の体制

- (1) 歯科医療班は歯科医師1人、歯科衛生士3人、歯科技工士1人、状況により歯科助手若干名で編成するが、災害の規模等によりそれぞれの人数を増減する。
- (2) 出務は、市内の応急救護所及び避難所に各1班ずつ勤務する。

5 薬剤師班の体制

薬剤師で構成し、応急救護所及び避難所で活動する。

6 医療救護班の受入れ

守口保健所の支援・協力のもと医療対策本部に、医療救護班の受入れ窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

第4 後方医療対策

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

1 市内の医療機関による医療活動

中軽症者については市内の災害医療協力病院、主要医療機関にて受入れと措置を行う。重症者については被災地域内の災害拠点病院へ搬送する。

2 広域的後方医療活動

救護所及び市内災害医療協力病院等での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、大阪府救急・災害医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないように振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

3 災害医療機関

府が指定した災害医療協力病院（摂南総合病院、蒼生病院、萱島生野病院）は、市災害医療センター（保健福祉センター）と協力し、率先して患者を受け入れる。

第5 搬送

医療機関と密接な連携のもと、傷病者の搬送を実施する。

1 傷病者の搬送

消防組合は、医療対策本部と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行う。

2 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内災害医療協力病院への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、受入れ医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、受入れ医療機関に対して、診療、受入れの可否の確認と、傷病者情報の

提供を行う。

3 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター、自衛隊機等を活用して搬送するため、本部事務局は、府に出動を要請する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

資料○「ヘリポート候補地一覧」

第6 医薬品等の調達・確保

医療対策本部は、日本赤十字社大阪府支部、市内医療機関及び門真市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の調達・確保を実施する。

医薬品等が不足する場合、医療対策本部は、本部事務局を通じて府に対して供給の要請を行う。

第7 個別疾病対策

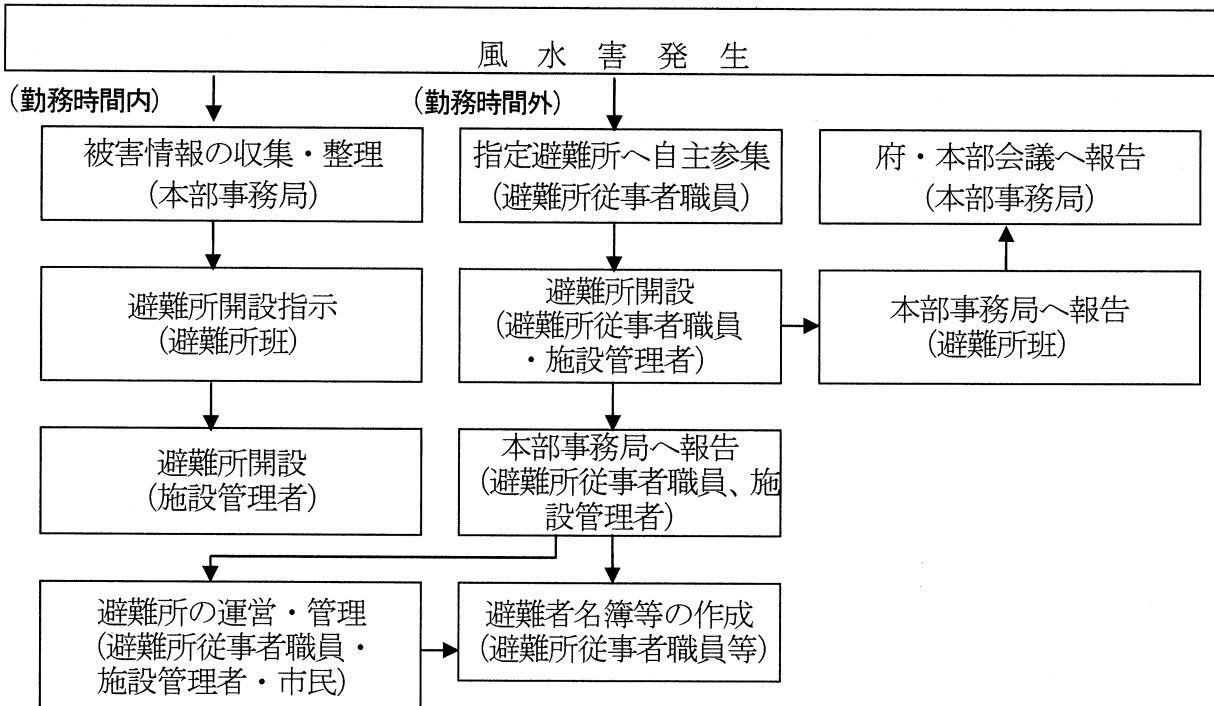
保健医療対策班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児疾患、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患及び歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動を行う。

第7節 避難所の開設・管理

災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供及び生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 避難所の開設	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第2 避難所の管理・運営	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							
第3 避難所の集約及び解消	避難所班、施設管理者、避難所従事者職員							

【避難所開設・管理の流れ】



《対策の展開》

第1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

1 避難所の開設基準

市長は、避難（準備）勧告・指示を発令した場合又は災害が発生した場合、予想される避難者に応じて避難所を開設する。

2 避難受入れの対象者

（1）災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること

（2）災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難（準備）勧告・指示が発せられた場合
- イ 避難（準備）勧告・指示が発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

（3）その他避難が必要と認められるとき

3 避難所開設の順序

- （1）避難（準備）勧告・指示の避難対象地区又は災害の状況により、予想される避難者に応じて避難所を決定する。
- （2）本部事務局は、指定避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

4 避難所の開設方法

勤務時間内に避難所を開設する場合は、避難所班の指示のもと施設管理者（校長等）が、各避難所を点検して開設する。また勤務時間外に避難所を開設する場合は、避難所従事者職員（市職員、校務員等）が点検し、開設する。

なお、浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、通信手段、食料等を用意する。

5 関係機関への通知

本部事務局は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

※資料11-4 「洪水時避難所一覧表」

第2 避難所の管理・運営

避難所班は、市民組織等（避難所運営委員会）の協力を得て、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の管理・運営等を実施する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、施設管理者（学校長等）又は避難所従事者職員（市職員、校務員等）とする。

2 運営主体

市民組織等を中心とした避難所運営委員会を結成し、自主運営体制を確立する。

なお、避難所運営における女性の参画を推進するため、避難所運営委員会に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

3 市（避難所班）、管理責任者、ボランティアの役割

避難所班及び管理責任者は、ボランティアと協力し、避難所運営委員会の代表と協議しながら、避難所運営を支援する。

4 避難所の管理

（1）避難者名簿等の作成

管理責任者は、「避難者名簿」「避難者カード」を配布・回収のうえ、これを基に「避難所状況報告書」をできる限り早期に作成し、避難所班に報告する。

また、避難所で生活せず食料・物資のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努める。

※様式11-1 「避難所状況報告書」

様式11-2 「避難者名簿」

様式11-3 「避難者カード」

（2）食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数（在宅避難者への配給分を含む）を「食料依頼伝票」及び「物資依頼伝票」に記入し、避難所班に報告し、調達を要請する。また、到着した食料や物資を受け取り、その都度「物資受払簿」に記入のうえ、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て配布する。

※様式○ 「食料依頼伝票」

様式○ 「物資依頼伝票」

様式○ 「物資受払簿」

（3）生活環境への配慮

管理責任者は、生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、トイレの設置状況の把握や動物飼育者の周辺への配慮の徹底などに努める。

また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー等の配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

5 要配慮者への配慮

（1）管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協

力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

- (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。
- (3) 管理責任者は、避難所等で生活が困難な要配慮者に対して避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するほか、福祉サービスの提供、福祉避難所への入所、又は社会福祉施設等への一時入所等を本人及び福祉対策班と相談のうえ、実施する。

6 プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、男女のニーズの違い等、避難者のプライバシー確保に留意する。

7 その他（避難所内の秩序維持、情報提供等）

避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイク等を用いて周知する。

また、淀川の氾濫等により、浸水区域内の洪水時避難所等が長時間孤立する場合は、浸水域外の二次避難所を確保して、門真消防署、門真警察署、自衛隊等に要請し、避難者を移送する。なお、移送は避難行動要支援者を優先し、作業に長時間を要する場合は、浸水域内の避難者に食料等を供給する。

第3 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 本部長（市長）から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を本部事務局に電話報告するとともに、施設管理者にも報告する。

第8節 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 避難行動要支援者 の被災状況の把握等	福祉対策班、教育班、避難所班、園児対策班、門真市社会福祉協議会等							
第2 被災した避難行動要支援者への支援活動	福祉対策班、避難所班、園児対策班、福祉サービス事業者・社会福祉施設等							
第3 応急保育	福祉対策班、医療対策班、避難所班、園児対策班、守口保健所							

《対策の展開》

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 災害発生時に福祉対策班は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者マニュアルに基づき、民生委員児童委員、市民、門真市社会福祉協議会及びボランティア等の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、教育班及び園児対策班は、被災により保護者を失う等の要保護園児・児童・生徒の早期発見、保護に努める。

(2) 所管する社会福祉施設等の施設整備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、障がいの特性に応じた情報提供に努める。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 福祉対策班は、被災した避難行動要支援者に対し、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、本人の意思を尊重して対応する。
- (2) 福祉対策班は、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、避難行動要支援者に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (3) 避難所班及び園児対策班は、関係機関と協力し、被災した園児・児童・生徒やその家族の心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 福祉避難所等への入所

福祉対策班は、被災により居宅、避難所等では生活ができない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急一時入所の措置及び福祉避難所（二次的な避難施設）への避難を迅速かつ円滑に実施する。

また、社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、

入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 情報提供

福祉対策班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第3 応急保育

1 応急保育の実施

園児対策班は、災害によって施設が損傷するなど、通常の保育が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、保育士・乳幼児及びその家族のり災程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急保育を実施する。

2 保育士の確保

保育士の被災等によって保育士の欠員が生じ、通常の保育が実施できない場合は、園児対策班において調整を図り、保育士の確保の応急措置を講じる。

3 乳幼児の健康管理等

園児対策班は、被災した乳幼児の身体と心の健康管理を図るために、守口保健所、医療対策班等と連携して臨時健康診断、カウンセリング及び電話相談等を実施する。

第9節 交通規制・緊急輸送活動

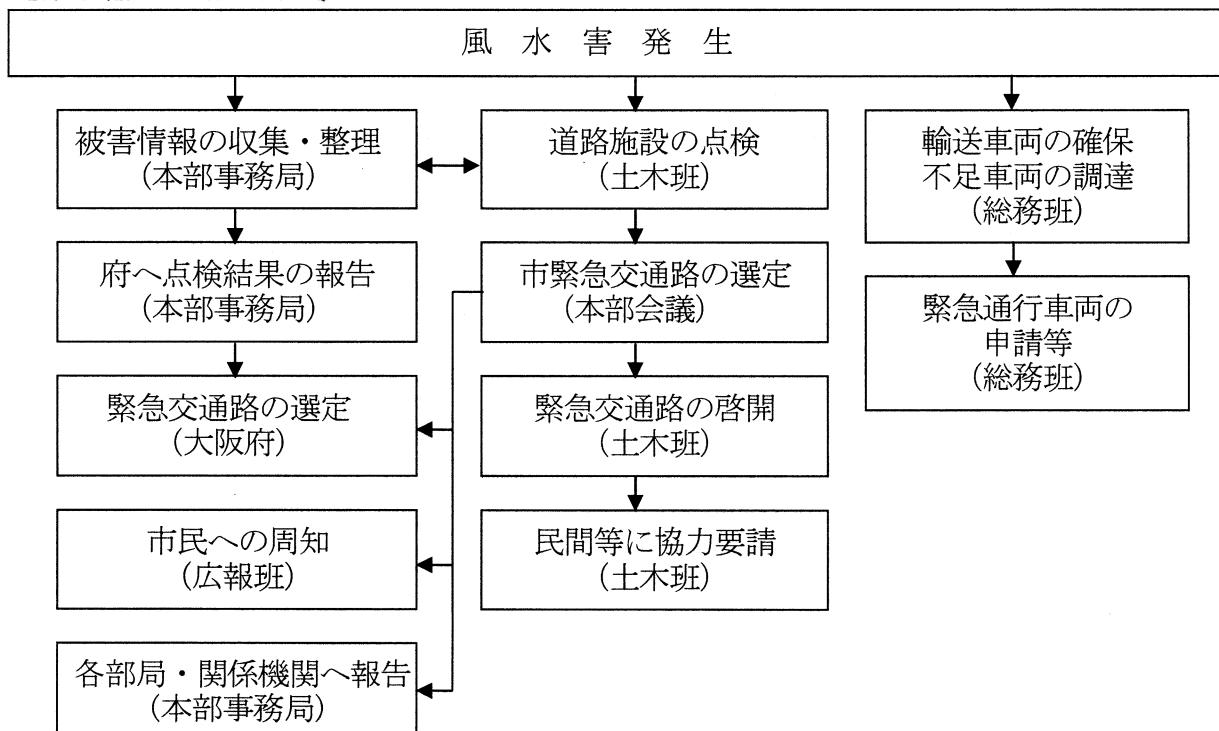
消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 陸上交通	本部事務局、土木班、総務班、広報班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 航空輸送	本部事務局							
第3 交通規制	本部事務局、土木班、門真警察署							

《対策の展開》

第1 陸上交通

【緊急輸送活動の流れ】



1 緊急交通路の選定・確保等

(1) 被害情報等の収集

府、市、府警本部及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交

通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

(2) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、府警本部は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(3) 災害応急対策実施のための緊急交通路の選定・確保（第2次交通規制）

市は、府、府警本部及び道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要がある場合には、被災状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

区分		路線名
自動車専用道路		近畿自動車道、第二京阪道路
一般道路	重点14路線	国道163号、大阪中央環状線、国道1号
地域緊急交通路	府道	八尾茨木線、木屋門真線、八尾枚方線、守口門真線、深野南寺方大阪線
	市道	門真中央線、浜町桑才線、大和田茨田線、島頭太子田線、岸和田守口線、岸和田島頭線、下島町南北1号線、常称寺藤田線、舟田町南北線、三郷大和田線

ア 道路管理者

① 道路施設の点検

土木班は、府及び市の緊急交通路の被害状況を調査するとともに、使用可能な道路を把握し、新たな緊急交通路を選定するため、安全性の点検を行う。

② 府への点検結果の報告

本部事務局は、道路施設点検の結果を府に報告するとともに、府が行う緊急交通路の決定に関しての協力を行う。

③ 緊急交通路の決定

本部事務局は、府、府警本部及び道路管理者と協議の上、道路施設点検の結果を踏まえ、被災状況、緊急輸送活動等に基づき、緊急交通路を決定する。

④ 緊急交通路の確保（道路啓開）

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間等の協力を得て道路啓開作業を行う。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等について民間等から調達する。

イ 府警本部

府警本部は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制・交通管制を行う（詳細は、「第3 交通規制」を参照）。

① 緊急交通路の区間規制

必要に応じて重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外の区間の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

② 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市及び道路管理者と協議して区域規制を行う。車両の通行禁止区域は、次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中地域	規制区域
大阪市内区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の西側区域
東大阪区域	淀川、大和川に囲まれた区域のうち、大阪中央環状線の東側区域

③ 交通管制

被災地域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係機関への連絡

本部事務局は、府が決定した緊急交通路を、各部連絡責任者に連絡するとともに報道機関等を通じて、緊急輸送活動に係る門真消防署、医療機関、自衛隊、交通関係事業者及びライフライン事業者等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、府が行う広報活動に協力する。また、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

3 輸送手段の確保

総務班は、災害応急対策の実施に必要な人材、物資及び資機材等を輸送するため、公用車を活用するほか、民間等の車両を調達し、緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

- ア 全ての公用車(上下水道局の車両を除く)は、総務班が集中管理を行う。
- イ 車両が不足する場合は、民間等に協力を要請する。
- ウ 必要に応じて、燃料取扱事業所の協力を求め、車両燃料の確保を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を門真警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(3) 車両の運用

- ア 総務班は、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- イ 総務班は、常に配車状況を把握し、各班の要請に対応する。
- ウ 緊急通行車両標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

※資料10-1 「公用車一覧表」

資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

様式10-1 「緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証」

様式10-2 「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」

第2 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 災害時用ヘリポート

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 本部事務局は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

(3) 本部事務局は、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料〇-〇 「ヘリポート候補地一覧」

2 輸送手段の確保

本部事務局は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警本部及び自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第3 交通規制

府公安委員会、府警本部とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

(1) 交通規制の実施

道路の破損、決壊等により交通が危険である場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、門真警察署と協議し、車両の通行を禁止・制限する。

(2)迂回路の設定

道路の交通規制を行った場合は、門真警察署と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止・制限する場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令に基づき、禁止・制限の対象、区間、期間及び迂回路等を表示した道路標識、案内板等を設置する。

2 府公安委員会、府警本部による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、本部事務局を通じて府公安委員会、府警本部に対して交通規制の実施を要請する。

(1) 人命救助、避難路確保等のための交通規制

人命救助等のため必要があると認める場合は、被災場所、被災状況及び道路の被害程度等を考慮し、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

災害応急対策の実施に必要な人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要がある場合は、緊急通行車両以外の交通規制を実施する。

(3) 交通管制の実施

緊急交通路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、道路管理者とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があるときは、区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限できる。措置を行ったときは、直ちに、通行禁止区域等その他必要な事項を周知する。	災害対策基本法第76条
警察官	<p>①通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずることができる。</p> <p>②当該措置がとられないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。また、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損できる。</p>	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいない場合、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行のため、②の措置を行うことができる。 措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
消防吏員	警察官がその場にいない場合、消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、①、②の措置を行うことができる。 措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	
公安委員会	<p>道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。</p> <p>道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であるときは、警察官の現場における指示により、交通の規制をすることができる。</p> <p>規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行い、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定することができる。</p>	道路交通法第4条
	歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行わせることができる。	道路交通法第5条
警察官	車両等の通行が著しく停滞したことにより道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。第4項において同じ。）における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、交通の円滑を図るためにやむを得ないときは、その現場における混雑を緩和するため必要な限度において、その現場に進行してくる車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、その現場にある車両等の運転者に対し、当該車両等を後退させることを命じることができる。	道路交通法第6条第2項

権者	交通規制等の要件・内容	根拠法令
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

3 相互連絡

本部事務局は、門真警察署と被災地の状況、道路の被害程度及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

4 広報（交通規制の周知）

交通規制を実施する場合は、門真警察署と連携して広く一般に周知する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

第10節 公共土木施設等・建築物応急対策

洪水などによる被害状況を速やかに把握し、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 公共土木施設等	土木班、門真警察署、枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							
第2 公共建築物等	各部局							
第3 被災宅地の応急危険度判定の実施	本部事務局、庶務班、建築班、事業者							

《対策の展開》

第1 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

(1) 被害状況の把握

土木班は道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が冠水、損壊等で通行に支障がある場合は、本部事務局を通じて当該道路管理者（枚方土木事務所、大阪国道事務所及び西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに門真警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(4) 応急復旧

土木班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待つことのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

2 河川、水路等

(1) 被害状況の把握

土木班は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物な

どの障害物の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、本部事務局を通じて当該管理者（寝屋川水系改修工営所）に通報し、応急措置を要請する。

(3) 応急排水

土木班は、河川・水路等で浸水被害が発生した場合は、応急排水を実施する。

(4) 応急復旧

土木班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、本部事務局を通じて府に対し応援を要請する。

3 避難及び立ち入り制限

土木施設等が著しい被害を受けて二次災害の生ずるおそれがある場合は、速やかに関係機関や付近の市民に連絡するとともに、必要に応じて災害現場において適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立ち入り制限を実施する。

《対策の展開》

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

各部局は、所管公共建築物の浸水等、被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急措置を行うとともに、二次災害を防止のため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(1) 応急措置が可能なもの

- ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

- ア 被害の防止措置を重点的に講じる。
- イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

2 府防災情報システム・事業用無線等

府防災情報システム・事業用無線等が設置されている部局は、機器を点検し、機能に支障がある場合は速やかに復旧措置を講じる。

3 庁舎等

本部事務局は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備を調査し、防災上の機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

※資料3-3 「大阪府防災行政無線通信系統図」

資料6-3 「上下水道局事業用無線」

第3 被災宅地の応急危険度判定の実施

《対策の展開》

二次災害防止のため、建築班は、概括的被害情報等に基づき、被災宅地の応急危険度判定を災害発生直後に実施するとともに、本部事務局を通じて被害状況を府に報告する。

応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(1) 応急危険度判定作業の準備

庶務班、建築班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識及び備品等の交付

(2) 調査の体制

建築班は、応急危険度判定士有資格者の職員を中心として2人1組の班を構成する。

(3) 応援要請

市単独で応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、本部事務局を通じて府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

第11節 ライフラインの応急対策

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施するとともに、ライフラインとしての必要な機能を確保する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 上水道施設	給水班							
第2 下水道施設	下水道班							
第3 電力供給施設	関西電力株式会社							
第4 ガス供給施設	大阪ガス株式会社							
第5 電気通信施設	西日本電信電話株式会社							

《対策の展開》

第1 上水道施設（上下水道局）

1 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、門真消防署、府警本部及び付近市民に通報する。

2 応急給水及び復旧

- (1) 給水車、トラック等により応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- (3) 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

3 広報

給水班は、広報班に上水道施設の被害状況、給水状況及び応急復旧状況と今後の見通し等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるほか、節水に努めるよう、市民に呼びかける。

第2 下水道施設（上下水道局下水道班）

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能にならないよう、発動

機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。

- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防組合、府警本部及び付近住民に通報する。

2 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

※資料6-1 「下水道ポンプ施設一覧表」

3 広報

- (1) 下水道班は、広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。
- (3) 生活水の節水に努めるよう、市民に広報する。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電事故など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、府、消防組合、門真警察署及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止を努める。

3 広報

- (1) 市に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害防止のため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報する。
- (3) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
守口営業所	コールセンター	守口市八雲東町1-9-15	0800-777-8016 FAX 06-6906-8610

第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工場現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

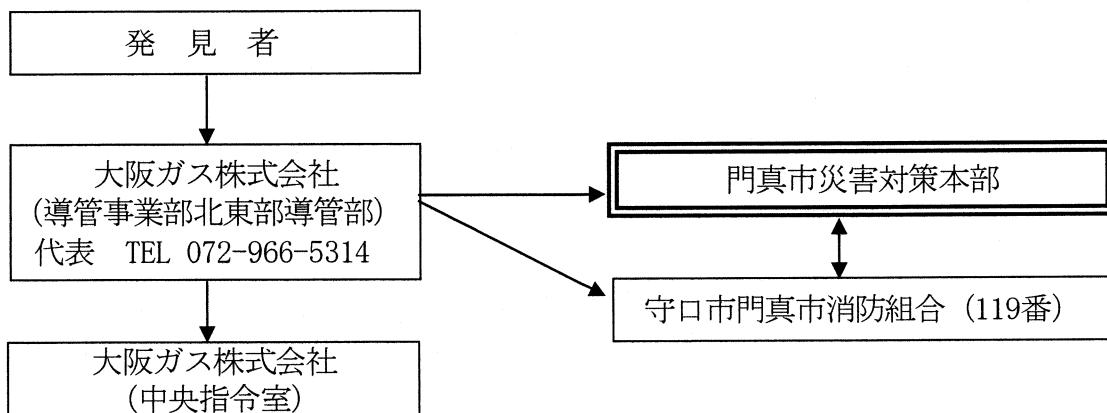
ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 市にガス供給施設の被害状況、供給状況及び応急復旧見込み等の情報を提供する。
- (2) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (3) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【通信情報連絡体制】



【大阪ガス株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
導管事業部 北東部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稻葉2-3-17	TEL 072-966-5314 FAX 072-966-5488

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

1 通信の非常疎通措置

西日本電信電話株式会社は、災害の発生に伴い、次により臨機に措置を行い、通信幅の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（Web171）の提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急復旧

西日本電信電話株式会社は、電気通信施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

- (1) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、市民に対し通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

【西日本電信電話株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号
大阪支店	設備部	大阪市中央区博労町 2-5-15 大阪中央ビル	TEL 06- 6120-4771 FAX 06- 6120-4783

第12節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 鉄軌道施設の応急復旧	各地方鉄道株式会社							
第2 道路の応急復旧等	土木班、門真警察署、枚方土木事務所、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社							

《対策の展開》

第1 鉄軌道施設の応急復旧

1 活動体制

各鉄軌道施設管理者は、災害が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。また、各鉄軌道施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その被害を府に報告する。

(1) 京阪電気鉄道株式会社

災害対策本部は、枚方運転課事務所に設置し、運用は「緊急時救急体制指導心得」を準用する。

(2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）

災害対策本部は、現地又は本社に設置し、運用は「緊急事態対策及び防災体制」を準用する。

(3) 大阪市交通局（地下鉄）

「災害時の活動体制の指針」を準用する。

2 応急復旧対策

各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。また、運行の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置となる。

(1) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防組合、門真警察署に通報し、出動の要請を行う。

(2) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

- (3) 線路、保安施設、通信施設などの列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行う。
- (4) 被害状況によっては、他の各鉄軌道施設管理者からの応援を受ける。

3 広報

各鉄軌道施設管理者は、本部事務局に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

- (1) 京阪電気鉄道株式会社
社外への広報は、広報課長又は、広報担当者が行う。
- (2) 大阪高速鉄道株式会社（モノレール）
社外への広報は、総務課長が行う。
- (3) 大阪市交通局（地下鉄）
一般への広報は、広報係長が行う。

【鉄軌道施設連絡会社連絡先】

名称等	連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号
京阪電気鉄道 株式会社	守口市駅	守口市河原町1-1	TEL 06-6991-0009
大阪高速鉄道 株式会社	総務課	豊中市新千里東町 1丁目1-5	TEL 06-6871-8281 FAX 06-6871-8284
大阪市交通局	ドーム前 千代崎管区駅	大阪市西区千代崎 3丁目北2-8	TEL 06-6583-2401
	門真南駅	門真市三ツ島522-3	TEL 072-885-8001

第2 道路の応急復旧等

1 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るために、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。なお、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

2 応急復旧対策

- (1) 道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討
土木班は、被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。
なお、復旧に時間要する箇所を含む道路は代替道路の確保に努める。
- (2) 応急復旧工事
土木班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を民間等の

協力によって実施する。

(3) 道路上の障害物の除去及び処理

土木班は、清掃班と協力のうえ、緊急通行車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

(4) 緊急交通路・交通規制対象路線の情報収集

土木班及び本部事務局、並びに府（枚方土木事務所）、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、門真警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

※資料10-2 「緊急交通路予定路線図」

3 広報

土木班は、本部事務局に緊急交通路、交通規制対象路線、通行状況、復旧状況、今後の見通し等の情報を提供する。また、広報班を通じて広報活動に努める。

※資料3-5 「災害時の広報文例」

4 放置車両等の対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが車両の移動等を行う。また、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、樹木その他の障害物を処分することができる。

市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

第13節 市民等からの問合せ

市は、必要に応じて市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不适当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、門真消防署及び府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
市民等からの問合せ	本部事務局							

第14節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 実施責任者	本部事務局							
第2 災害救助法の適用基準	本部事務局							
第3 滅失（り災）世帯の算定基準	本部事務局							
第4 災害救助法の適用手続	本部事務局				■			
第5 救助の内容	本部事務局				■	■	■	■

《対策の展開》

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事に代わって実施する。また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第2 災害救助法の適用基準

人口が約13.0万人（平成22年国勢調査）の本市の場合、災害救助法施行令第1条に定めるところにより、次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、100世帯以上に達した場合
- (2) 府内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が50世帯以上に達する場合
- (3) 府内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

第3 滅失（り災）世帯の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）住家 1世帯 半壊（半焼）等著しく損傷した住家 2世帯 床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった 住家 3世帯 (注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。
-------------	---

2 住家の滅失等の認定

全壊、半壊等の認定基準は、以下のとおりとする（第17節「住宅の応急確保」参照）。

（1）住家の全壊（焼）流出により滅失したもの

ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

（2）住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

（3）住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの

ア （1）、（2）に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

第4 災害救助法の適用手続

1 適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供する。

2 救助の程度・方法及びその費用の範囲

市長は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間による基準での実施が困難な

場合、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

※資料13-1「災害救助法の対象項目と程度、方法及び期間並びに実費弁償の額」

第5 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

第15節 緊急物資の供給

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。なお、時宜を得た物資調達に留意するとともに、被災地の実情や、要配慮者、男女等のニーズの違いに配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 給水活動	給水班、広報班							
第2 食料の供給等	本部事務局、調達班、総務班、食料班、教育班、近畿農政局、大阪府LPガス協会、日本赤十字社							
第3 生活必需品の供給等	本部事務局、調達班、総務班、日本赤十字社							

第1 給水活動

府及び大阪府広域水道企業団と協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

《対策の展開》

1 発災直後の応急給水

(1) 発災直後の情報の収集

発災直後は、次の情報から被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策を立てる。

ア 淨・配水場に設置した計器で配水池等の状況を確認し、受・配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、上下水道局を通じて大阪広域水道震災対策中央本部又は東部大阪ブロック本部に支援等を要請するとともにその旨を本部事務局に報告する。

※資料6-2 「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

2 応急給水のシステム

(1) 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

イ 給水方法

① 給水タンク車による運搬給水と消火栓に設置する応急給水栓による給水を実施する。

② 各戸への給水は仮設配管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

(2) 応急給水実施の優先順位

医療施設、社会福祉施設及び指定避難所等、緊急性の高いところに優先的に給水タンク車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(3) 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄・配水場を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄・配水場が被災した場合は、幹線配水管に設けられた給水口や給水タンク車を給水拠点とする。

(4) 家庭用水の供給等

上下水道局は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実状に応じた方法によって行う。

※資料6-2 「給水用車両及びタンク等保有一覧表」

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

(6) ボトル水・缶詰水等の配布

(7) 給水用資機材の調達

3 市民への広報（市民への給水活動に関する情報提供）

(1) 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得て不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 防災行政無線

イ 広報車（特に災害規模が大きい場合に巡回させる）

ウ 市広報紙（災害情報）

エ マスコミ（テレビ、ラジオ、新聞等）

オ 自治会

カ インターネット（ホームページ）

(2) 情報提供

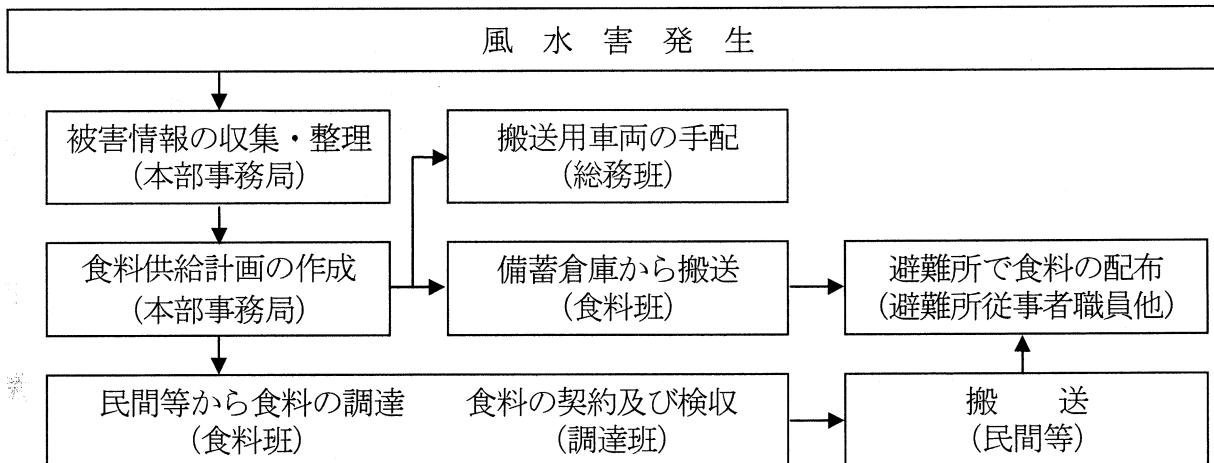
- ア 広報班は、マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める）。
- イ 福祉対策班は、広報班と協力し、外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
- ウ 広報班は、上下水道局と協力し、自治会や避難所での水使用上の注意点等を広報する。

※ 資料3-5 「災害時の広報文例」

第2 食料の供給等

府及び民間等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

【食料供給の流れ】



《対策の展開》

1 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に入所している者
- イ 在宅避難者のうちライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事するもの
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

(2) 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後は備蓄食料とし、その後弁当を基本とする。

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、食料供給の対象者数を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 食料班は、供給計画に基づき、備蓄食料や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避

難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。

- エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要数を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

(4) 食料の調達・搬送

食料班は、関係部局と密接な連携を図りながら食料の調達、備蓄食料の搬送を実施する。

ア 備蓄食料

食料班は、備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

調達班と調整し、民間等から調達する。なお、必要量が確保できないときは、府及び他の市町村に対し応援を要請する。また、他の市町村、農林水産省及び近畿農政局（大阪支局）に応援要請した場合は、府に報告する。

ウ 調達食料の搬送

原則として、調達食料については民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1 「備蓄物資一覧表」

2 炊き出し

炊飯を要する場合、教育班、食料班は炊き出しの手配を行うとともに、炊き出しの協力をを行う。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所運営委員会、地域各種団体、ボランティア及び自衛隊等が実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、教育班、食料班が関係部局と調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所内の給食調理施設を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ガス供給設備が被害を受け使用することが困難な場合は、府を通じ一般社団法人大阪府LPGガス協会にガス器具等及び燃料の供給を要請して調達する。

※資料11-5 「給食調理施設一覧表」

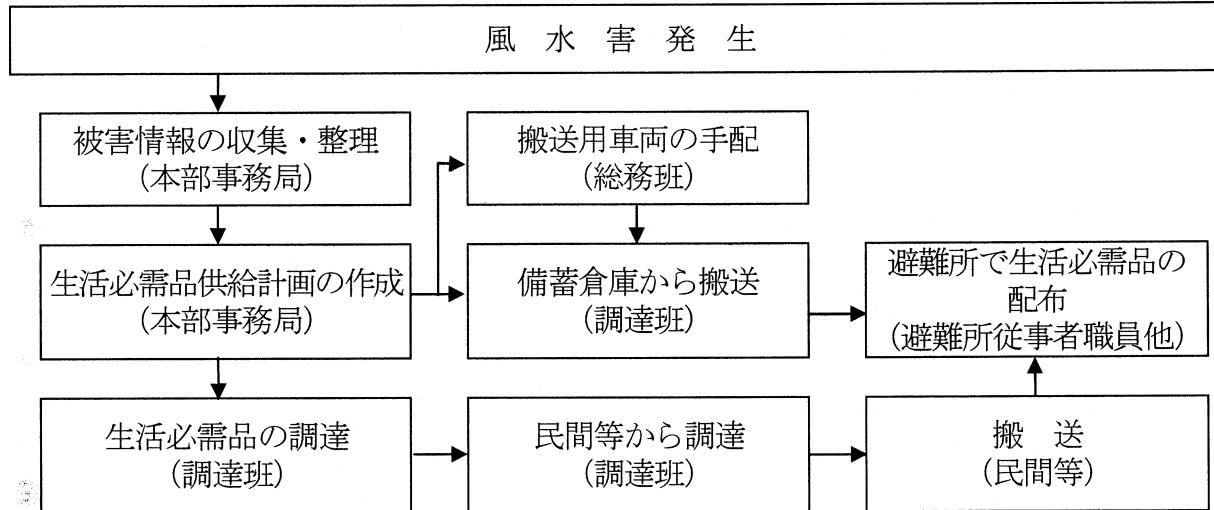
3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府・関西広域連合等に支援を要請する。また、他の市町村、近畿農政局（大阪支局）及び日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

第3 生活必需品の供給等

府及び民間等の協力のもと、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

【生活必需品供給の流れ】



《対策の展開》

1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服（肌着等）、寝具（毛布、布団等）及び身のまわり品
- イ タオル、石けん及びちり紙等の日用品
- ウ 保育用品（ほ乳瓶等）
- エ 衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）、食器類（茶わん、皿、はし等）
- カ 光熱用品（マッチ、ローソク、燃料等）
- キ 医療品等
- ク 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具及び日常生活用具等

(3) 供給方法

- ア 本部事務局は、生活必需品供給の対象者数を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 調達班は、供給計画に基づき、備蓄品や民間等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、災害直後は、避難所従事者職員が中心となり避難所内世話役、地域各種団体及びボランティア等の協力のもと実施する。避難所運営委員会の体制が確立された段階では、配布作業を避難所運営委員会に委任する。
- エ 在宅避難者への配布については、在宅避難者が必要な物を最寄りの避難所に連絡し、同避難所において配給を受ける。

2 生活必需品の調達・搬送

調達班は、関係部局と密接な連携を図りながら、生活必需品の確保・調達する。また、必要に応じて総務班を通じて車両を確保し、避難所等に搬送する。

(1) 生活必需品の調達

ア 備蓄品

備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。

イ 調達品

民間等から生活必需品を調達する。

ウ 応援

市において必需量を確保できない場合は、府に要請する。また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

(2) 生活必需品の搬送

調達品については、原則として民間等によって避難所等への直接搬送を行う。

※資料7-1 「備蓄物資一覧表」

3 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、本部事務局を通じて府等に支援を要請する。

また、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援要請した場合は、府に報告する。

第16節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 防疫活動	保健医療対策班、清掃班、守口保健所、門真市医師会							
第2 食品衛生監視活動	保健医療対策班、守口保健所							
第3 被災者の健康維持活動	保健医療対策班、守口保健所							
第4 動物保護等の実施	保健医療対策班、災害相談班、門真警察署、府獣医師会等							

《対策の展開》

第1 防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、府と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

保健医療対策班及び清掃班は、防疫及び保健衛生に万全を期すとともに、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫及び保健衛生措置を講じる。また、市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条）

府の指示により、被害の状況によって、家屋、便所及びその他必要な場所を消毒する。

2 ねずみ族、昆虫の駆除（感染症法第28条）

府の指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、守口保健所、門真市医師会等の協力を得て、被災地及び避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

また、府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携

し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車を確保し、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、一ルブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）

※ 三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

4 避難所等の防疫指導

府防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。
なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

5 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

府の指示により、保健医療対策班は、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間等を定めて府と緊密な連絡のうえ、守口保健所及び門真市医師会等の協力を得て予防接種を実施する。

6 衛生教育及び広報活動

府の指導、指示により、被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を実施する。

7 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

8 その他

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

9 報告

守口保健所を通じて府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

10 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、本部事務局及び守口保健所を経て府に提出する。

※資料7-2 「防疫用器具、器材、備蓄一覧表」
様式〇一〇 「災害防疫完了報告書」

第2 食品衛生監視活動

保健医療対策班は、衛生上の徹底を推進するなど、守口保健所が行う次の活動に協力する。

1 食中毒の防止

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所において、食品衛生監視員による食品の取扱い状況や容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) その他市民に必要な食品衛生に関する注意点を啓発する。

2 食中毒発生時の対応方法

保健医療対策班は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握とともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 健康相談等

保健医療対策班は、守口保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

(1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、府の栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施

する。また、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

(3) 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 動物保護等の実施

市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

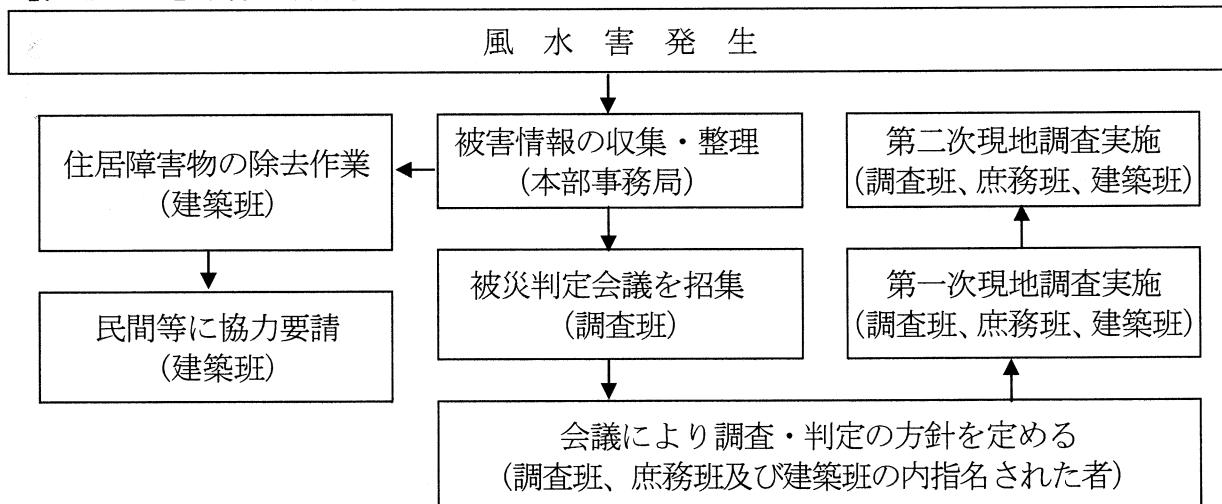
危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府及び警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第17節 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 住家等被災判定の実施	調査班、庶務班、建築班							
第2 住居障害物の除去	建築班							
第3 被災住宅の応急修理	建築班							
第4 応急仮設住宅の供与	建築班、調達班							
第5 公営住宅等の一時使用	建築班							
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	建築班							

【住宅の応急確保の流れ】



《対策の展開》

第1 住家等被災判定の実施

流失や床上・床下浸水といった住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判断を実施する。実施に当たっては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府）を準用する。

1 判定会議

(1) 役割

調査班は、庶務班、建築班の協力を得て被災判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

(2) 構成員

調査班、庶務班及び建築班のうち指名された者

2 調査方法

(1) 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

実施に当たっては、あらかじめ市民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を行う。

(2) 第二次調査

第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に、原則として申請者の立会いのもとで実施する。外観目視及び内部立入調査により、外観の損傷状況の把握、住家の傾斜の計測及び主要な構成要素ごとの損傷程度等の把握を行う。

なお、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

3 被害程度の認定基準

全壊、半壊等の認定基準は、次のとおりとする。

【住家等被害の認定統一基準】

被害の種類	被害認定統一基準 (平成13年6月28日 内閣府政策統括官通知、平成19年12月14日一部改正)
住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊全焼全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の半壊半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第2 住居障害物の除去

1 除去の対象者

浸水等によって、居室、炊事場及び玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ、自らの資力をもってしては除去できない者を対象とする。

2 除去作業

- (1) 建築班は、民間等の協力を得ながら除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

資機材及び要員が調達・あっせんできない場合は、本部事務局を通じ府へ要請する。

第3 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

1 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理ができない者を対象とする。

2 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、日常生活に欠くことのできない部分を請け負いにより現物給付をもって実施する。

3 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

4 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1ヶ月以内に完了する。

第4 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

1 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。ただし、知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

2 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者を対象とする。

3 応急仮設住宅建設用地

建築班は、調達班と調整のうえ、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決

定する。

- (1) 当面利用目的が決まっていない公共用地
- (2) 都市公園
- (3) 民間の遊休地

※資料14-4 「応急仮設住宅建設候補地」

4 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、建築基準法第85条第4項より原則として完成の日から2年以内とする。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の運営管理を実施する。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮する。

6 その他

- (1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

第5 公営住宅等の一時使用

建築班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 建築班は、応急住宅、空き家及び融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- 2 建築班は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第18節 応急教育等

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 教育施設の応急対策	教育班、園児対策班							
第2 応急教育の実施	教育班、園児対策班							
第3 学校給食の措置	教育班、園児対策班							
第4 就学援助等	避難所班、教育班、園児対策班、保健医療対策班							
第5 社会教育施設等の管理及び応急対策	社会教育施設等							
第6 文化財対策	生涯学習部							

《対策の展開》

第1 教育施設の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

- 1 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。
- 2 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ（簡易トイレを含む、以下同じ）等を設置する。
- 3 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。
- 4 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - (1) 隣接校等との協議、調整を行い、教室を確保する。
 - (2) 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

第2 応急教育の実施

1 応急教育の区分

- (1) 学校長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講じる。
- ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議
- イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
- (2) 教育班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受け入れ状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。
- ア 臨時休校
- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 分散授業
- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業
- (3) 幼稚園についても上記(1)、(2)に準ずるものとする。

2 応急教育実施の場所

市は、学校を避難所等に利用し、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

3 転校手続き等の弾力的運用

市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

4 教員の確保

教育班は、被災等によって教員の欠員が生じ、通常の授業が実施できない場合は、教育委員会において調整を図るとともに、府教育委員会に応援を要請するなど教員の確保の応急措置を講じる。

第3 学校給食の措置

教育班及び園児対策班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として給食調理施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第4 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

教育班は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給についての措置を講じる。

2 学用品の支給

教育班は、災害援助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、教科書・文房具及び通学用品を支給する。

3 園児・児童・生徒の健康管理

避難所班、園児対策班及び保健医療対策班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るために、府教育委員会、守口保健所、中央子ども家庭センター等と連携して、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

- 1 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- 2 施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

- 3 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

第6 文化財対策

生涯学習部は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

- 1 生涯学習部は、災害発生後、直ちに市内の文化財の被害について調査し、被害状況を本部事務局及び府教育委員会に報告する。
- 2 生涯学習部は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

第19節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 ボランティアの受入れ	福祉対策班、日本赤十字社、門真市社会福祉協議会							
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	広報班、福祉対策班、経理班、日本郵便株式会社							
第3 海外からの支援の受入れ	福祉対策班							

第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、門真市社会福祉協議会及びその他ボランティア活動推進機関は、府の災害時におけるボランティア活動支援制度等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

《対策の展開》

1 ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

各部局は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ 福祉避難所内における日常生活上の支援
- キ その他被災者に対する支援活動

(2) ボランティアニーズの把握・調整

ア 福祉対策班は、各部局が必要とするボランティアの活動場所、活動内容及び人數等を把握し、門真市社会福祉協議会に連絡する。

イ 避難所班は、避難所でのニーズを「ボランティア依頼伝票」に記入し、門真市社会福祉協議会へ送付する。

(3) 受入れ窓口の開設

福祉対策班は、門真市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

福祉対策班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

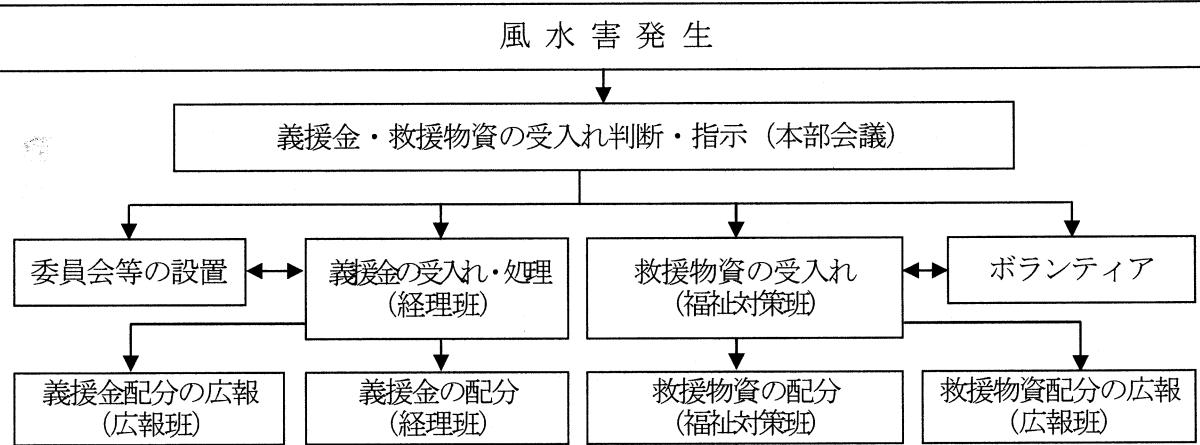
(2) 災害情報の提供

福祉対策班は、本部事務局との連絡・調整にあたるとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金、救援物資の受入れ配分を行う。

【義援金・救援物資の流れ】



《対策の展開》

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 受入れ、保管

ア 経理班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

※様式〇一〇「受付記録簿」

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成員は、次のとおりとする。

構成員
副市長、統括理事、各部局長

イ 経理班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

- ア 福祉対策班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ウ 福祉対策班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- エ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - ① 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - ② 複数の品目を梱包しないこと
 - ③ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること
 - ④ 腐敗する食料は避けること

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、救援物資一時集積地等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先する。

(4) 救援物資の搬送

- ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた救援物資一時集積地に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

日本郵便株式会社大阪中央郵便局は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社及びその他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

《対策の展開》

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡しておく。

2 支援の受入れ

(1) 福祉対策班は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所及び活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、自力で活動することが前提であるが、必要に応じて次のことを協力する。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

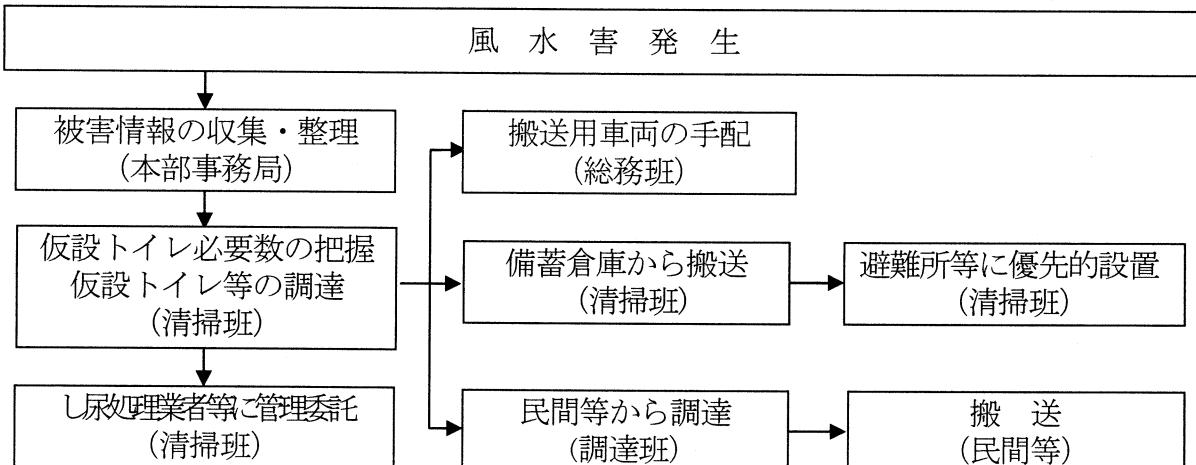
第20節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月~
第1 し尿処理	清掃班、総務班、調達班、関西電力株式会社、し尿収集業者等							
第2 ごみ処理	清掃班、ごみ収集業者							
第3 災害廃棄物等処理	建築班、土木班、下水道班、総務班、廃棄物等処理業者							
第4 死亡獣畜及び放浪動物対策	清掃班、府獣医師会、動物愛護団体等							
第5 環境安全対策	庶務班、建築班、清掃班							

第1 し尿処理

【し尿処理対策の流れ】



《対策の展開》

1 初期対応

清掃班は、仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、し尿及び浄化槽汚泥の回収量を推定する。

2 仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置台数 1台／60人（男女比1:3）

※算定条件は次のとおり。

- ・仮設トイレの容量：250リットル／台
- ・1人1日あたり排泄量：1.4リットル（厚生省水道環境部平成9（1993年厚生省水道環境部）し尿処理施設構造指針解説）
- ・し尿回収頻度：1回／3日

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、民間等と早急に連絡をとるとともに、本部事務局を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設
- エ 清掃用のバケツ・ロープ等

(3) 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、指定避難所、福祉避難所及び公共施設等に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

清掃班は、民間等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者及び避難所運営委員会等に対して、日常の清掃等の管理を要請し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

4 処理

清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理体制を確保する。また、浸水区域においては、くみ取りトイレの便層や浄化槽の水没や、雨水の流入に対して、バキュームカーによる回収体制を確保する。

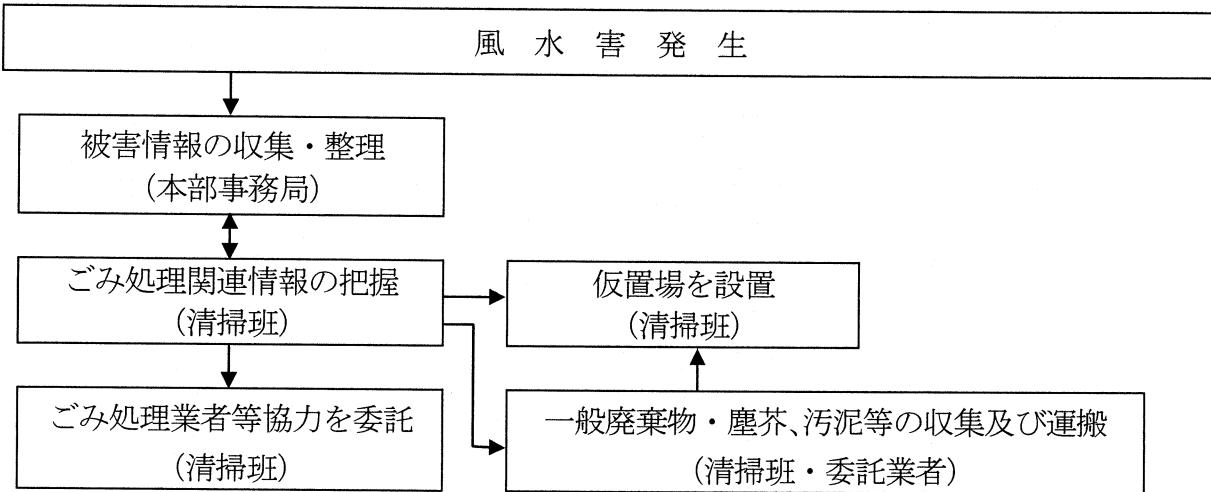
5 応援要請

清掃班は、市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-2 「し尿収集委託業者一覧表」

第2 ごみ処理

【ごみ処理対策の流れ】



《対策の展開》

1 初期対応

清掃班は、ごみ処理に必要となる情報を把握し、処理体制を確保する。

- (1) 避難準備情報が出された段階で、体制を準備するとともに、市民は家財等の浸水対策に努めるよう、広報班に広報を依頼する。
- (2) 避難所をはじめ被災地域におけるごみ収集処理見込み量を把握する。
- (3) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (4) 浸水区域を確認し、水害廃棄物の発生量を推定する。

2 ごみ処理対策

清掃班は、災害に伴い発生したごみを、なるべく早く収集・処分する。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、積換所及び分別所を経て埋め立て、若しくは焼却する。

(3) ごみの分別

処理の方法、費用、期間等を考慮し、可燃物、不燃物、大型家電及び家具等を目安に、市民の排出分別項目を区分する。

(4) 市民への広報

廃棄物の分別・排出方法に対する市民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、できる限り速やかに市民に広報する。

ア 分別と排出の方法・場所・期間

イ ボランティアの依頼方法

ウ 問い合わせ窓口

(5) 進行管理計画

甚大な被害により広域的な処理を要する場合は、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

ア 廃棄物の発生量

イ 収集・処理の方法、体制

ウ 処理の期間・費用

3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、許可業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。また、ごみ排出場所（集積所）の衛生状態を確保する。
- (2) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。

4 処理

- (1) 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- (2) ごみの一時保管や、受入れ先に対応した破碎、分別等を行う場所を要する場合は、周辺の環境に留意し、公有地等から仮置場（一時保管場所）を確保する。仮置場は、消毒剤、消臭剤等及び散布機器等を確保し、衛生状態を維持する。

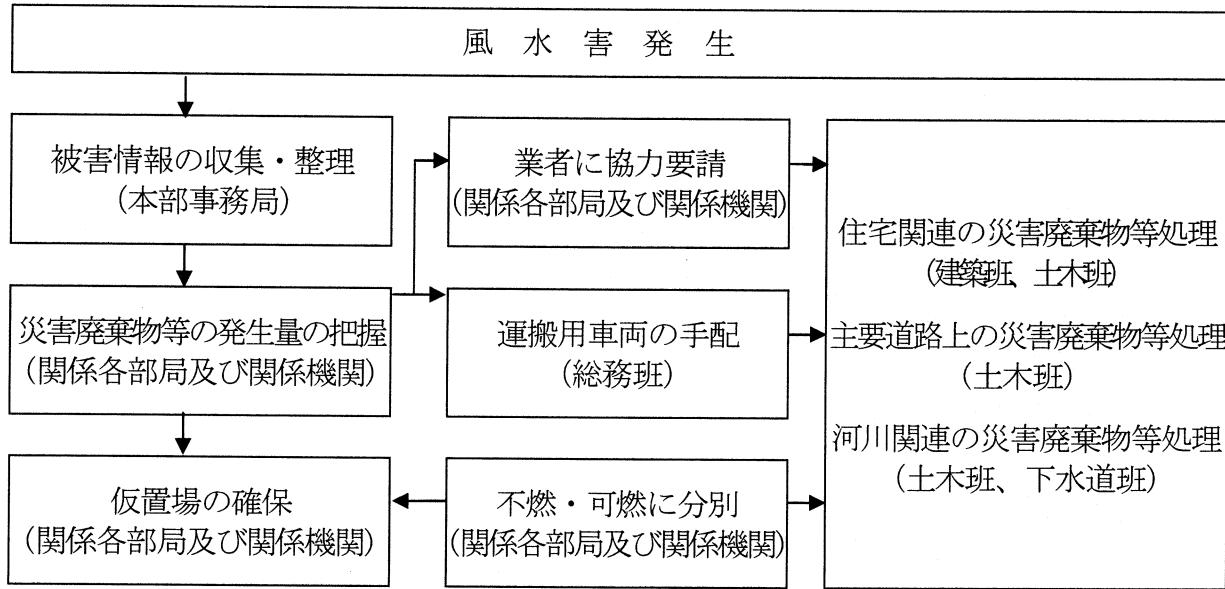
5 応援要請

清掃班は、市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

※資料8-3「ごみ処理許可業者一覧表」

第3 災害廃棄物等処理

【災害廃棄物等処理対策の流れ】



《対策の展開》

1 初期対応

関係各部局及び関係機関は、災害廃棄物等処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) 災害廃棄物等の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 住宅関連の災害廃棄物等処理

建築班及び土木班は、住家及びその周辺に発生した災害廃棄物等を、速やかに処理する。

3 公共施設上の災害廃棄物等処理

(1) 主要道路上の災害廃棄物等処理

土木班は、災害時における道路の巡回を行い、道路の通行に障害を及ぼしている災害廃棄物等を除去・処理する。

(2) 河川関係の災害廃棄物等処理

土木班、下水道班は、災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡回を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえる災害廃棄物等を除去・処理する。

(3) 鉄軌道上の災害廃棄物等処理

各鉄軌道施設管理者は、鉄軌道上の災害廃棄物等を除去・処理する。

4 災害廃棄物等処理上の留意事項

- 災害廃棄物等の除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。
- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
 - (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
 - (3) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
 - (4) アスベスト等有害な災害廃棄物等については、環境汚染の未然防止に努めるとともに、専門業者に処理を委託し、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

5 除去した災害廃棄物等の処理

- (1) 多量の災害廃棄物等が発生した場合は、公有地等を仮置場として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。
- (3) 可燃物で再使用不能のものは、建築班、土木班において処理する。
- (4) 仮置場に、災害廃棄物等の選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

6 応援要請

関係各部局及び関係機関は、市単独で災害廃棄物等の除去・処理が困難な場合は、必要に応じて本部事務局を通じて府、関西広域連合、他の市町村及び関係団体に応援を要請する。

第4 死亡獣畜及び放浪動物対策

《対策の展開》

1 初期対応

死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、清掃班が収集・処理を行う。

(2) 処理方法

ア 清掃班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

3 放浪動物の対策

災害発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

- (1) 放浪動物の保護収容
- (2) 避難所で飼育されている動物に対するえさの配布
- (3) 負傷している動物の収容・治療
- (4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- (5) その他動物に関する相談の受付

第5 環境保全対策

《対策の展開》

1 初期対応

清掃班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

2 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査について、その都度国・府・関係機関等と協議して決める。

3 建築物の被災又は解体に伴う対策

(1) 粉じん飛散防止対策

庶務班は、建築班と協力して、建築物の解体作業現場における粉じん飛散防止対策及び危険物質等の漏洩防止対策を指導する。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う民間等に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

- ① 事前に除去できる場合は、ショベルカー等を使わず手作業で撤去する。
- ② 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。
- ③ 飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う民間等に対して工事完了後の報告

を求める。

(3) 災害廃棄物等の搬出時の飛散防止対策

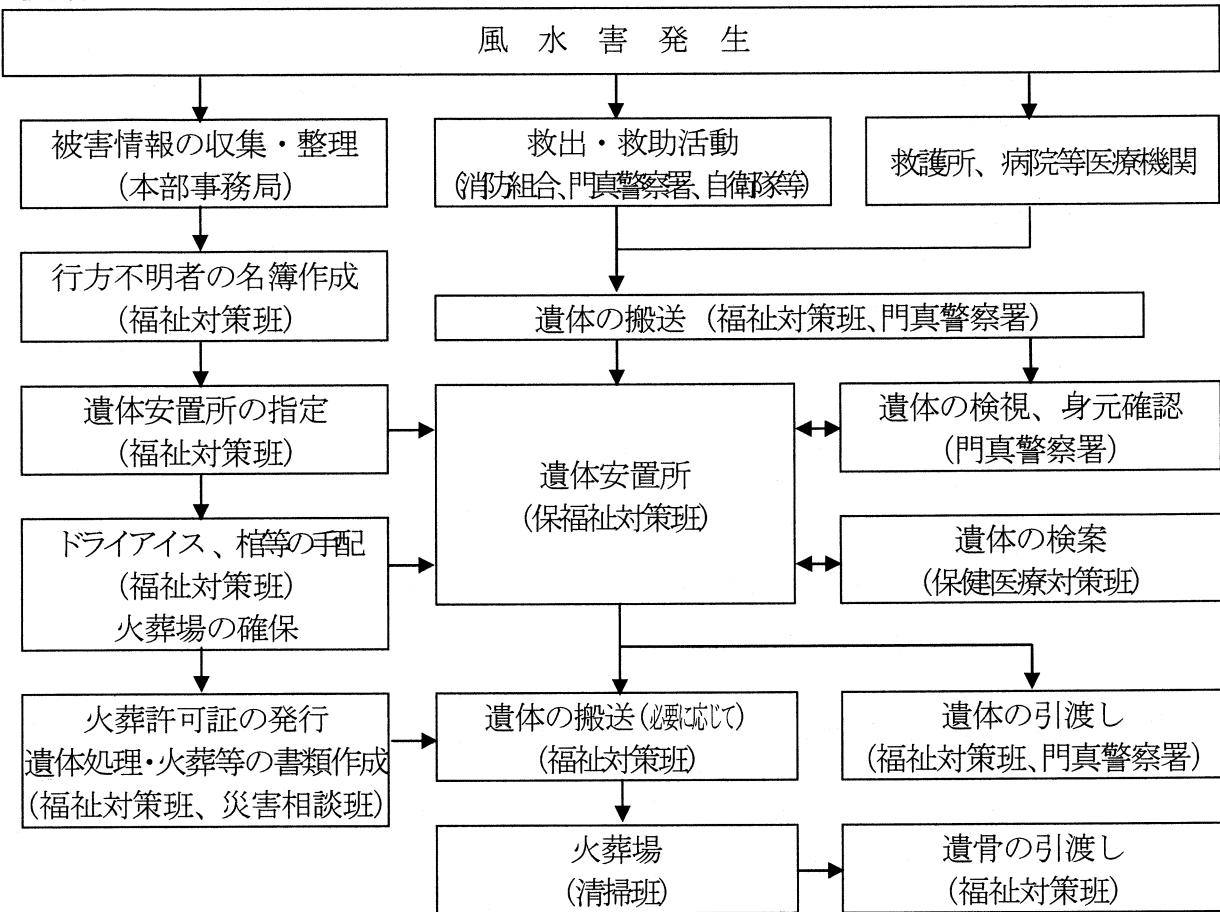
災害廃棄物等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第21節 遺体の処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 遺体の収容	福祉対策班、保健医療対策班、門真警察署、門真市医師会							
第2 遺体の処理	福祉対策班、門真警察署							
第3 遺体の埋火葬	福祉対策班、公営葬儀業者							
第4 応援要請	本部事務局、福祉対策班							
第5 遺体処理等従事者への配慮	福祉対策班、保健医療対策班、門真警察署、門真市医師会							

【遺体の処理及び埋火葬の流れ】



《対策の展開》

第1 遺体の収容

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに門真警察署に連絡する。
- (2) 門真警察署は、遺体検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は福祉対策班）に引き渡す。

2 遺体の収容

(1) 遺体安置所

旧北小学校を遺体の安置所とするが、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

(2) 収容

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに安置所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理

福祉対策班は、遺族において対応が困難、もしくは不可能な場合、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 資機材等や車両の調達

- ア 遺体の処理に係るドライアイス、棺等の資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、本部事務局を通じて府に応援を要請するほか、民間等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

- ア 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。なお、警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ 身元が判明しない遺体については、門真警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。

※様式〇一〇「遺体処理票」
様式〇一〇「遺留品処理票」

(4) 遺体の引取り

- ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

※様式〇一〇「遺体処理台帳」

2 遺体処理の期間

- (1) 遺体処理の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
- (2) 災害発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

(1) 遺体処理台帳

(2) 遺体処理支出関係書類

第3 遺体の埋火葬

清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、災害によって死亡した者とする。
- (2) 飯盛靈園組合で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては靈柩車以外の車両を使用できることとし、総務班が緊急通行車両を確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断で災害相談班が火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は福祉対策班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つば等の支給など必要な措置を講じる。

2 埋火葬の期間

- (1) 遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。
- (2) 災害発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

3 火葬に関する書類

火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 火葬台帳
- (2) 火葬支出関係書類

※資料8-4 「公営葬儀業者一覧表」
様式〇-〇「火災台帳」

第4 応援要請

清掃班は、自ら遺体の処理、埋火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第5 遺体処理等従事者への配慮

医療対策班は、遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等について検討する。

第22節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 市民への呼びかけ	広報班、日本放送協会、各民間放送株式会社							
第2 警備活動	門真警察署							
第3 暴力団排除活動の徹底	門真警察署							
第4 物価の安定及び物資の安定供給	商工農政班、JA北河内農業協同組合、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 市民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう門真警察署に要請する。

- 1 門真警察署は、災害発生地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- 2 自治会や市民等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

門真警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

府、関係機関との連携のもと、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の把握

(1) 物価把握

商工農政班は、災害相談班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

(2) 府への要請

商工農政班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

2 消費者情報の提供

商工農政班は、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックを防止するため、生活必需品等の在庫量、適正価格及び販売場所等の消費者情報の提供に努める。

3 生活必需品等の確保

商工農政班は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第2編 その他災害応急対策

第1章 火 災

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 火災警報	—	■						
第2 火災発生状況の把握	消防組合		■					
第3 市民への周知	総務部、消防組合、消防団	■						
第4 消火活動	消防組合、消防団		■■■					
第5 救助活動	消防組合、消防団		■■■					
第6 応援の要請	総務部、消防組合		■■■					
第7 市民との連携	—		■■■					

《対策の展開》

第1 火災警報

市長は、大阪管区気象台から知事を通じて火災気象通報を受けた場合、又は火災警報の発令基準に該当したときは、火災警報を発令する。この場合、市内にいる者は、警報が解除されるまで、市町村条例で定める火の使用を制限する。（消防法第22条）

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

第2 火災発生状況の把握

消防組合は、巡回等を行い火災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

第3 市民への周知

市及び消防組合、消防団は、防災行政無線、車両等を利用し、地域の自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第4 消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼状況から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

火災が同時に多発している場合は、人命危険が大なる現場を優先し、活動する。

2 火災防御活動の原則

(1) 同時に複数の火災が発生した場合

延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。

(2) 広域避難地及び避難路の周辺で火災が発生した場合

当該避難地及び避難路の安全確保を優先する。

(3) 高層建築物、地階等の火災が発生した場合

他の延焼拡大の危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。

(4) 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災、又は既に延焼拡大した火災が発生した場合

住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

3 火災防御活動の区分

守口市門真市消防組合警防規程に基づき活動する。

4 大規模市街地火災の防御対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災状況に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況及び延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 市民及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

5 高層建築物等火災の防御対策

(1) 活動時における出動隊の任務分担

- (2) 排煙、進入時等における資機材の活用
- (3) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
- (5) 水損防止

6 広域断水時火災の防御対策

- (1) 自然水利及び防火水槽の活用による水利の確保
- (2) 有効かつ的確な水利統制
- (3) 機械性能の保持と積載ホースの増加
- (4) 消防車両等の巡回による警戒体制の確立
- (5) 火気使用者に対する啓発

7 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- (1) 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- (2) 部隊の確保
 - ア 非常召集による特設隊の編成
 - イ 他市町村消防応援隊の要請及び活用
- (3) その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ 消防用ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広報

※資料4-10「公設防火水槽分布図」

資料9-4「防火・準防火地域指定状況図」

第5 救助活動

市及び消防組合は、警察その他関係機関と協調し、迅速かつ的確に救助活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 市及び消防組合は、門真警察署その他関係機関と相互に緊密な連携をとり、施設及び人員を最大限に活用して対処するとともに、消防力に不足が生じたときは、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町村、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、民間等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 警察、消防応援部隊及び自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

※資料4-5 「守口市門真市消防組合の組織」

資料4-6 「門真市消防団の組織」

第6 応援の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防組合は、人命救助・救出活動が実施困難な場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

2 航空消防応援協定に基づく応援要請

消防組合は、火災時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき大阪市消防局に応援を要請する。

3 知事への応援要請

市及び消防組合は、大規模な火災が発生し、必要な場合は、相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指揮権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。

4 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。ただし、府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条）。

※資料4-8 「消防相互応援協定一覧」

資料12-1 「災害相互応援協定一覧」

第7 市民との連携

市民、自主防災組織及び事業者の自衛消防組織等は、消防隊が到着するまでの間、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、消防組合、門真警察署など防災関係機関との連携に努める。

第2章 その他災害

第1節 市街地災害応急対策

中高層建築物等のガス漏れ事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
市街地災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署、大阪ガス株式会社							

《対策の展開》

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街（地階）にあっては、原則として当該地下街（地階）全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

- (4) 避難誘導

避難経路、方向及び避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、門真警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊等より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

2 火災等

消防組合等は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動期における情報収集、連絡

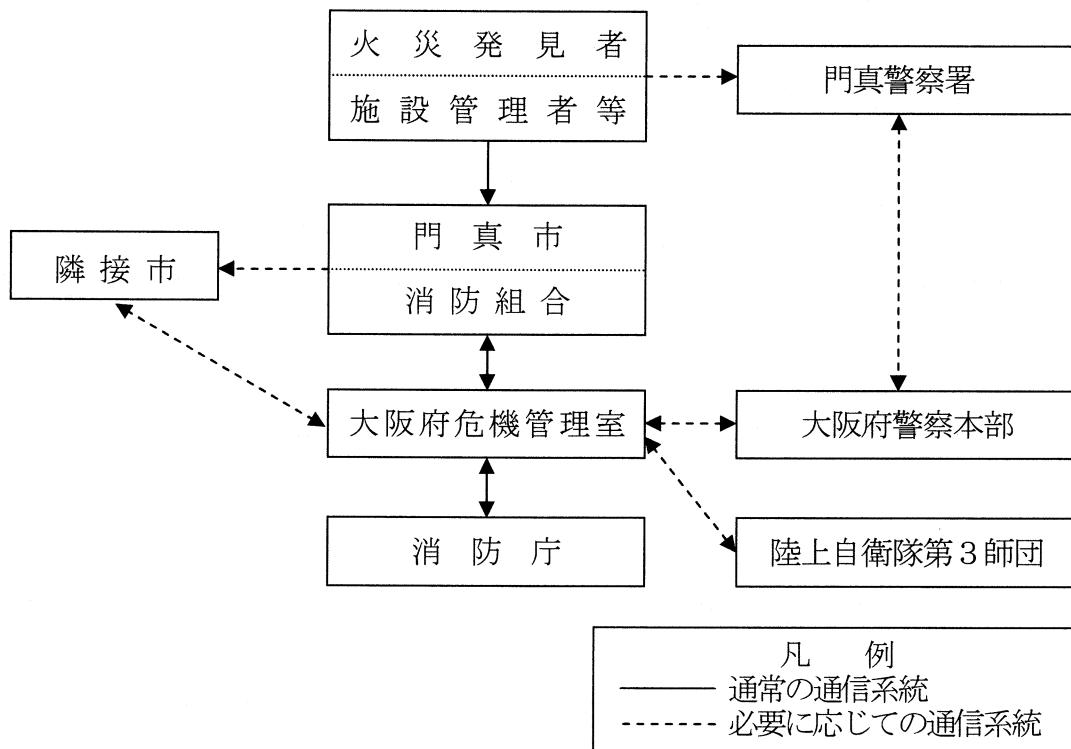
- (3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
- (4) 中高層建築物、地下街（地階）等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地下街（地階）の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

4 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2節 危険物等災害応急対策

火災その他災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺市民に対する危害防止を図る。

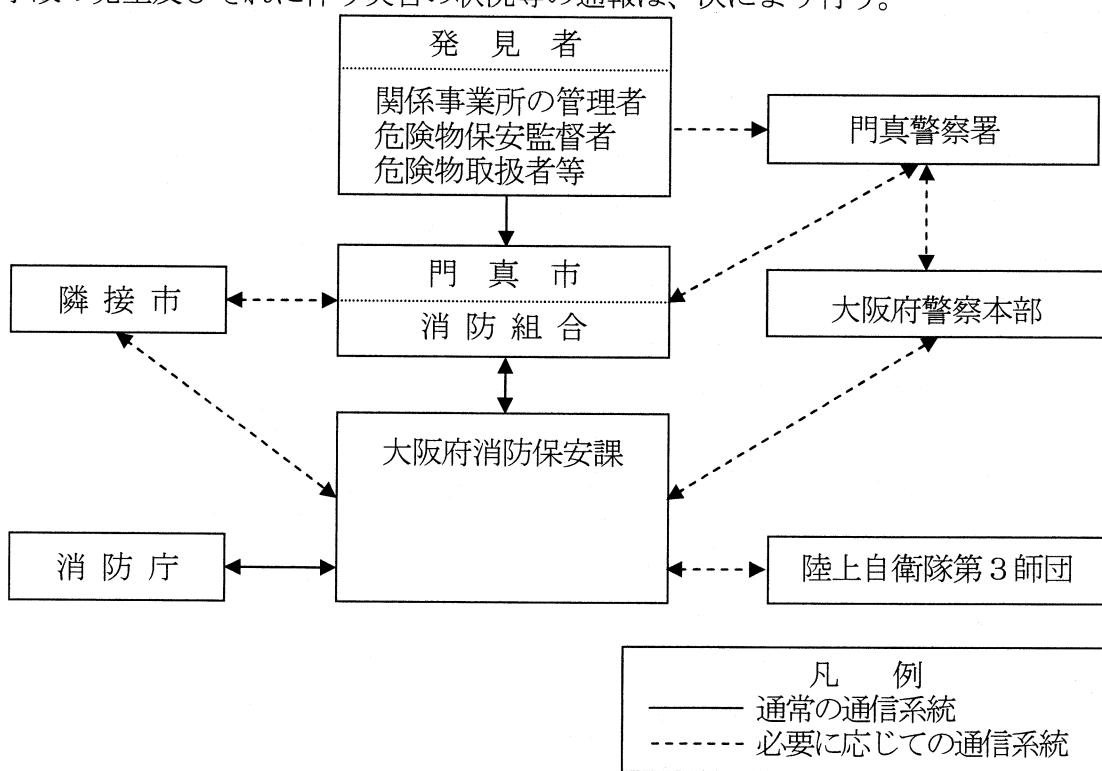
項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 危険物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第2 高圧ガス災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第3 火薬類災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第4 毒劇物災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							
第5 放射線災害応急対策	総務部、消防組合、門真警察署							

《対策の展開》

第1 危険物災害応急対策

- 1 消防組合等は、関係機関と密接な連絡を図るとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。
- 2 消防組合等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- 3 市及び消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 4 消防組合等は、災害の状況や災害規模から判断して、必要に応じて相互応援協定により他市町村に対し応援を要請する。

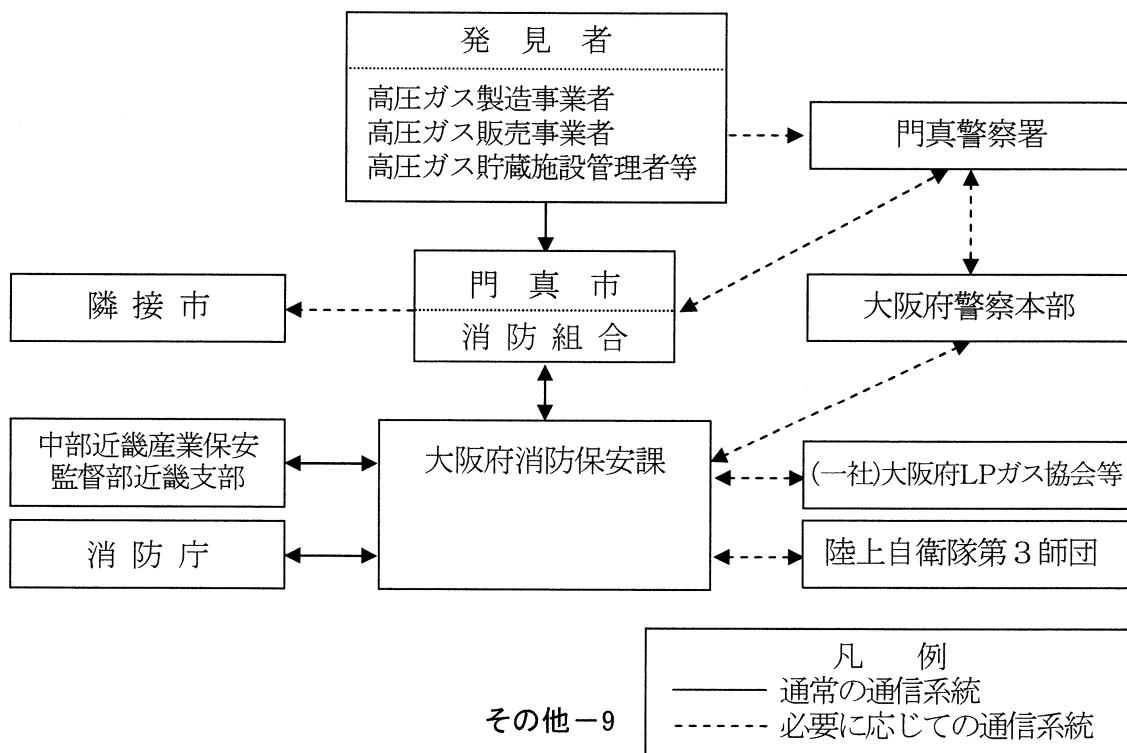
5 事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第2 高圧ガス災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

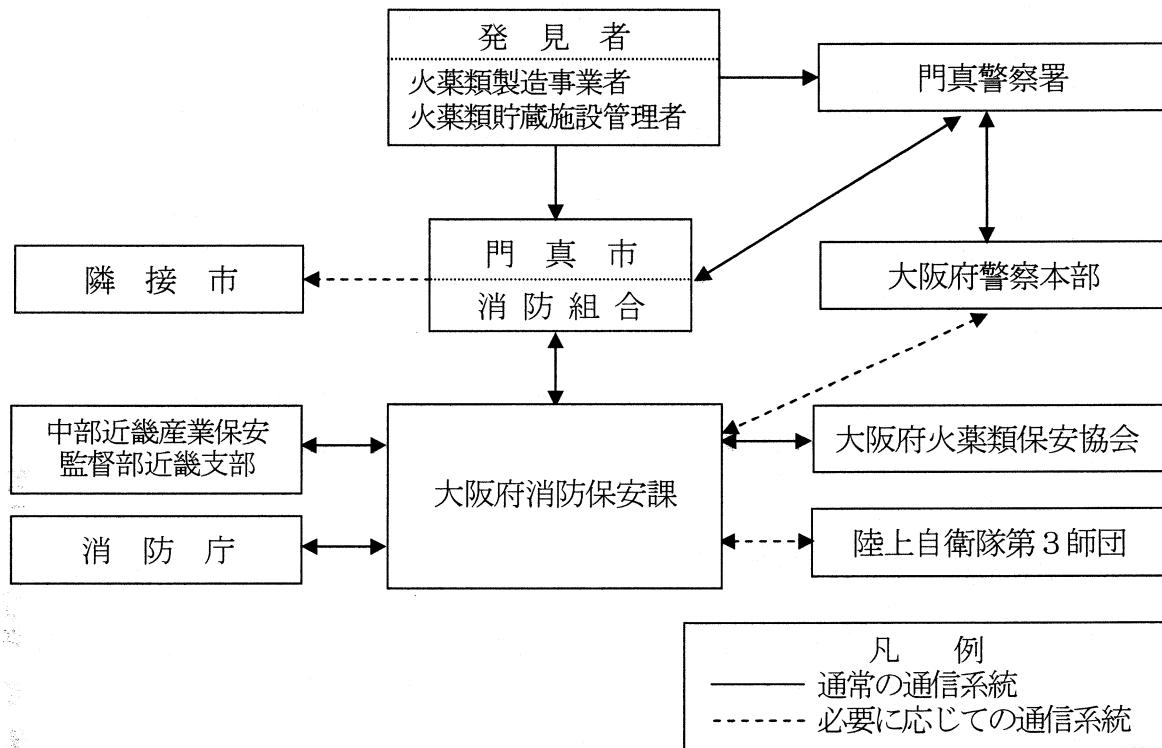
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第3 火薬類災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

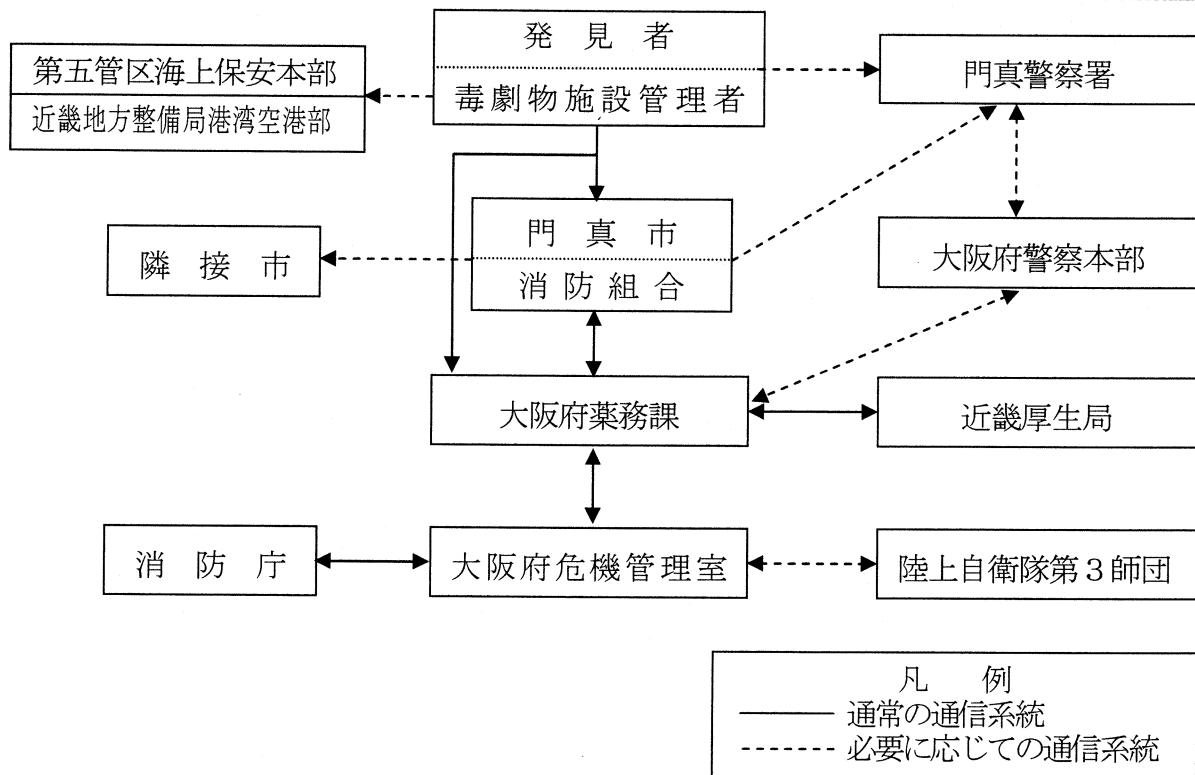
事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第4 毒劇物災害応急対策

消防組合等は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び市内の高速道路を経由して行われる放射性物質輸送の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

※資料5-2 「危険物施設数」

- (1) 関係機関への情報連絡及び広報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 放射線による被曝を受けた人等の救出・救護
- (4) 付近住民等の避難
- (5) 危険区域の設定と立ち入り制限
- (6) 交通規制
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

○放射性同位元素

同位元素のうちで放射性をもつ元素。自然放射能として天然に存在するものと、加速器や原子炉で人工放射能としてつくられるものがある。

たとえば、水素(¹H)、重水素(²H=D)、三重水素(³H=T)は互いに同位体であり、このうち、水素と重水素は安定同位体、三重水素(トリチウム)はβ線を出す放射性同位体である。

第3節 大規模交通災害応急対策

関係各部局は関係機関との協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間～ 3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月～
第1 大規模交通災害 の種類	—							
第2 応急対策	総務部、消防組合、門真警察署、近畿運輸局、大阪国道事務所、西日本高速道路株式会社、各地方鉄道株式会社							

《対策の展開》

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

1 航空機事故

2 鉄道事故

3 自動車事故（道路構造物の被災に伴う大規模事故、重大な交通事故等）

第2 応急対策

1 連絡体制

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

ア 消防組合等は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道及び自動車専用道路の交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

イ 消防組合等は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

消防組合等は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告の

うえ、門真警察署及び関係機関相互に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

市の災害応急活動体制は原則として災害対策本部会議の協議によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

災害の状況等必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。

現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 警備活動等

門真警察署は、必要に応じて警戒区域の設定、避難指示及び交通規制等を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、当該事故関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

イ 救助、救急医療活動

市、消防組合等は、医療機関と連携して次の措置を講じる。

- ① 医師及び看護師の派遣
- ② 医療機材及び医薬品の輸送
- ③ 要救助者の救助
- ④ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

ウ 消防活動

消防組合は、消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、他市町村と協力体制をとる。

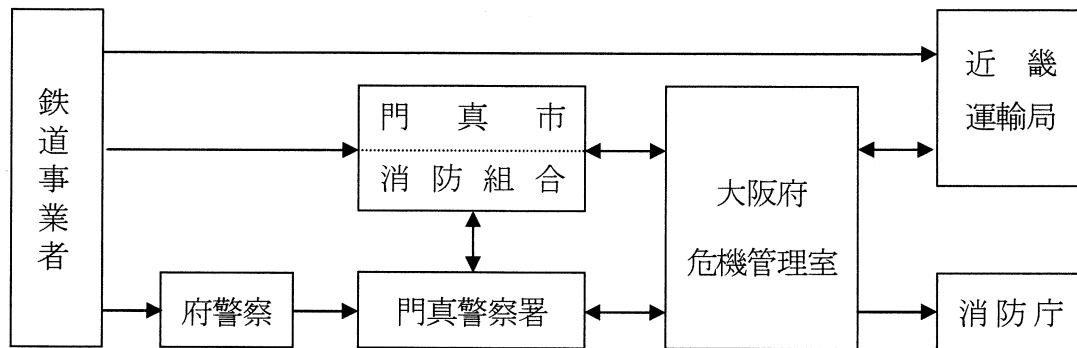
3 情報収集伝達体制

(1) 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

(2) 鉄道事故

ア 情報収集伝達経路

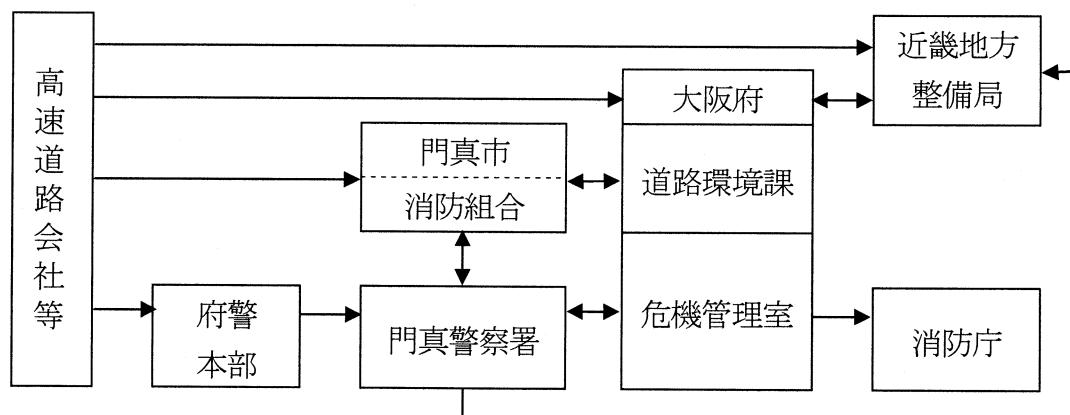


イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項

(3) 自動車事故

ア 情報収集伝達経路



イ 収集伝達事項

- ① 事故の概要
- ② 人的被害の状況等
- ③ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- ④ 応援の必要性
- ⑤ その他必要な事項



【風水害等応急・復旧・復興対策】

○
○
○
第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部局は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 災害復旧事業計画の作成	各部局							
第2 災害復旧の種類	—							
第3 事業実施に伴う国・財政援助等	—							

《対策の展開》

第1 災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の立案に努める。なお、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、計画立案にあたっては、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設等施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 激甚災害指定の手続	本部事務局、大阪府							
第2 激甚災害法に定める事業	—							

《対策の展開》

第1 激甚災害指定の手續

1 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業

- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 滞水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う滞水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第4節 り災証明の発行

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 り災台帳の作成	調査班							
第2 り災証明書の発行	調査班							

《対策の展開》

第1 り災台帳の作成

本部長（市長）は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 調査班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。
- 2 調査班は、建築班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 り災証明書の発行

本部長（市長）は、り災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

- 1 り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- 2 り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第5節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るために、資金の貸付、職業のあっせん及び住宅の確保等を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 災害弔慰金等の支給	福祉対策班						■■■	■■■
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	福祉対策班、建築班、門真市社会福祉協議会						■■■	■■■
第3 市税等の減免・徴収猶予等	各部局						■■■	■■■
第4 住宅の確保	建築班						■■■	■■■
第5 被災者生活再建支援金	福祉対策班						■■■	■■■

第1 災害弔慰金等の支給

《対策の展開》

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、条例の定めるところによって、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

2 門真市災害見舞金の支給

市は、「門真市災害見舞金等支給条例」に基づき、被災世帯に対して災害見舞金を支給する。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料14-2 「門真市災害見舞金等支給条例」

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって住居、家財等に被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

《対策の展開》

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって府域に災害救助法が適用された場合、被災世帯の世帯主に対し、「門真市災害弔慰金の支給に関する条例」の定めるところにより、生活立て直しのための災害援護資金を貸し付ける。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、門真市社会福祉協議会が窓口となって、門真市内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

《対策の展開》

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、被害の程度により個人の市民税・固定資産税の市税を一定の範囲で軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって資産に損害を受けた納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予する。

(2) 減免

災害によって被災した者に対し、その申請に基づき被災の状況に応じ保険料を減免する。

3 介護保険の特例

被災した市民に対して、認定更新申請期限の周知、サービス費等の額の特例措置を講じる。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

※資料14-3 「災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例」

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いだり、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るために、公営住宅等の空き家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

《対策の展開》

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るために、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災市民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、り災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急にり災地の再生を図る。

5 り災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

《対策の展開》

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度の対象となる自然災害・地域

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象地域は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5

世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(3) 制度の対象となる被災世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額とする。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【被災者生活再建支援金の支給額】

(単位：万円)

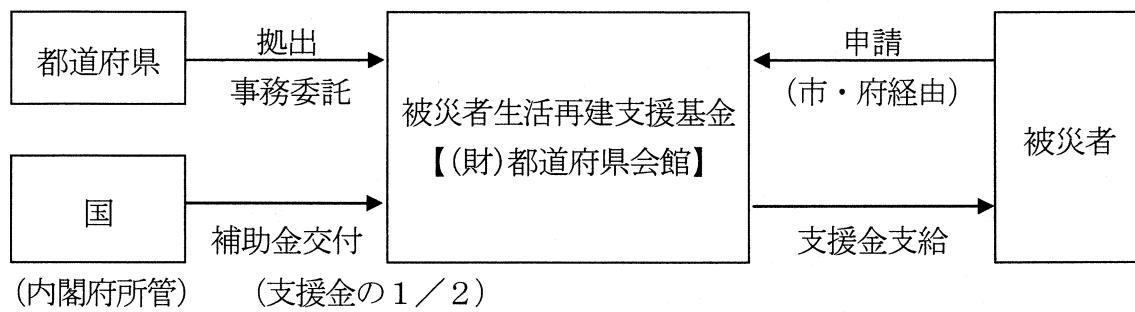
世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
複数世帯 (世帯人員が2名以上)	大規模半壊以外	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	大規模半壊	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
単身世帯 (世帯人員が1名)	大規模半壊以外	75	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃借	37.5

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3／4の額となる。

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第6節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられる。

市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部局、関係機関及び団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間~ 24時間	24時間 ~3日	3日~ 7日	7日~ 1ヶ月	1ヶ月 ~
第1 資金需要の把握・調査	商工農政班、守口門真商工会議所						■■■	■■■
第2 中小企業者に対する金融制度の周知	商工農政班、守口門真商工会議所						■■■	■■■

《対策の展開》

第1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、府や金融機関が行う災害時の特別措置等について中小企業者に周知する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金復旧資金緊急融資及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第7節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力に回復と経営の安定化を図るため、府が政府系金融機関及び一般金融機関に対して特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が行われる。

市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ~3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 資金の融資措置	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							
第2 融資制度の周知	商工農政班、JA 北河内農業協同 組合							

《対策の展開》

第1 資金の融資措置

農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2 融資制度の周知

農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

1 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 復興に向けた基本的な考え方	各部局							
第2 本市における復興に向けた取組み	各部局、大阪府							

《対策の展開》

第1 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

1 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図られるよう調整する。

3 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項